

我が国におけるセキュリティ・クリアランス法制の動向 「重要経済安保情報保護活用法」

株式会社KDDI総合研究所
シンクタンク部門

2026年03月02日

■ エグゼクティブサマリ

- 本書の位置づけ
- 制度の概要
- 電気通信事業者への影響と求められる対応

■ 各内容のマッピング

■ 報告の流れ

1. 「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律」の制定背景と法の目的
2. 「重要経済安保情報」の定義
3. 電気通信事業者への影響
4. 適合事業者と管理体制
5. 適性評価の実務

エグゼクティブサマリ(本書の位置づけ)

■ 本報告は、2024年に施行された「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律」(以下「本法」)について、電気通信事業者に求められる実務的な対応と、企業活動への影響を明確化することを目的とする。

- 特に、通信業界が今後直面し得る制度対応を、条文および運用基準に基づき整理する。

■ 近年、国際環境は複雑化し、従来の軍事的な秘密情報だけでなく、サプライチェーン、重要インフラ、**技術情報等が国家安全保障上の重要情報として扱われるようになって**いる。

特に日本においては、下記のリスクが顕在化している:

- サプライチェーンリスク(コロナ禍、半導体供給不足等)
- 基幹インフラを対象としたサイバー攻撃
- 先端技術・研究開発情報の海外流出

このような脅威を背景に、政府は**安全保障に関連する情報の保護範囲を「特定秘密」から「経済安保分野」へ拡張する必要性を認識**し、本法を制定した。

■ 本法は**単なる情報保護法ではなく、民間企業が国際的な安全保障の枠組みに参加するための制度基盤**でもある。特に電気通信事業者は、サイバー防護や脆弱性評価などの事業領域において制度対象となると予想される。

■ 今後、**政府調達、国際共同研究、重要インフラ運用**において、適合事業者認定と適性評価取得が参入障壁や競争優位となる可能性がある。

■ 本報告書は、これらの制度要点、電気通信事業者の対象業務、必要な社内体制、法的リスクを整理し、今後の対応検討の基礎資料とするものである。

エグゼクティブサマリ(制度の概要)

■ 「重要経済安保情報」の指定(対象となる情報の範囲)

- 行政機関の長は、我が国の重要インフラや重要物資の供給を守るために必要と認められる情報について、「重要経済安保情報」として指定する。対象となり得る情報は以下である(※「非公知性」と「秘匿の必要性」を兼ね備えることが要件)
 - ・ 外部からの攻撃を想定した防護計画
 - ・ 重要インフラの脆弱性情報
 - ・ 革新的技術に関する研究成果
 - ・ 外国政府・国際機関から提供された安全保障情報
 - ・ これらを収集・整理する手法や能力に関する情報

■ 「適合事業者」制度(企業へのセキュリティ・クリアランス)

- 行政機関は、本法の目的に資する活動を行う事業者に対し、契約に基づき重要経済安保情報を提供できる。その際、事業者は「適合事業者」として認定される必要があり、以下の体制整備が求められる:
 - ・ 保護責任者、業務管理者の指名
 - ・ 重要情報取扱区画(専用室)の設置
 - ・ 入退室管理、媒体持出制限、スタンドアローン端末
 - ・ 年次教育、内部監査、緊急時対応手順

■ 「適性評価」制度(従業者へのセキュリティ・クリアランス)

- 重要経済安保情報を取り扱う従業者は「適性評価」(いわゆるセキュリティ・クリアランス)を受ける必要がある。評価対象は以下を確認される:
 - ・ 犯罪歴、経歴、人間関係、外国との関係、経済状況等
 - ・ 評価結果は最大10年間有効(※実務では更新あり)

エグゼクティブサマリ(制度の概要)

■ 罰則規定

- 指定された情報の取扱いの業務に従事する者が漏洩した場合:
 - ➔ 5年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金刑に処し、またはこれを併科。
未遂犯や過失犯も罰する。(第23条)
- 公益上の必要等により提供された重要経済安保情報を知り得た者が漏らした場合:
 - ➔ 3年以下の拘禁刑若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科。
未遂犯や過失も罰する。(第23条)
- 外国の利益若しくは自己の不正の利益や日本の安全若しくは国民の生命若しくは身体を害すべき用途に使うために、重要経済安保情報を保有する者の管理を害する行為によって重要経済安保情報を取得した場合:
 - ➔ 5年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科。未遂犯も罰する。
- 以上の行いを手伝ったり、煽動した者も刑に課される。
- 国外犯も罰する。(第27条)
- 以上のような行為(過失犯を除く)をした従業者がいる場合:
 - ➔ その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。(第28条)

エグゼクティブサマリ(例:電気通信事業者への影響と求められる対応)

■ 影響

- 電気通信は「**重要インフラ15分野**」として明確に位置づけられており、本法の運用において対象となりやすい業態となる可能性がある。留意点として以下が考えられる:
 - ・ 「特定秘密」とは異なる制度であるため、事業で生ずる情報が指定対象になり得る可能性。
 - ・ 適合事業者認定や適性評価は任意制度だが、事実上の政府調達参加条件となる可能性が高い。
 - ・ 下請・委託先(ベンダー・工事会社等)との関係性。

■ 求められる対応

- 組織対応・社内体制構築:**適合事業者認定への備え**
 - ・ 保護責任者(役員)／業務管理者(CSIRT等)指名
 - ・ 重要情報取扱区画(専用室)設置計画 等
- 労務・人事対応:**適性評価への備え**
 - ・ 従業者選定
 - ・ 退職者の情報管理強化 等
- 調達・委託管理対応:**サプライチェーン対策**
 - ・ NDA の強化(退職後規定含む)
 - ・ 再委託禁止(または報告義務)
 - ・ 委託先監査の実施

- 重要経済安保情報保護及び活用に関する法律の成立背景と本法の目的(→報告資料p.9~18)
- 本法の個別具体的内容:
 - 「重要経済基盤」とは?(→報告資料p.20~28)
 - 「重要経済安保情報」とは?(→報告資料p.29~32)
 - 「適合事業者」とは?(→報告資料p.41)
 - 「適合事業者」認定プロセス(→報告資料p.42~54)
 - 「当該業務を行う者」への適正評価(→報告資料p.56~p.70)

「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律」の 制定背景と法の目的

重要経済安保情報保護活用法の概要

■ 本法の位置づけと目的

- 本法は、2024年に施行された「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律」(令和六年法律第二十七号)である。
- 内閣府は「**経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度**」と言及。

内閣府「重要経済安保情報保護活用法」https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/hogokatsuyou/hogokatsuyou.html

■ 本法の主眼(二つの柱)

- 民間企業が**国内外で活躍できるためのクリアランスホルダー制度の確立。**
- 日本における**安全保障に係る情報をより強固に保護できる制度の確立。**

(高市早苗元経済安全保障担当大臣発言抜粋(2024年4月))

■ 主眼達成のために本法に定める主要な内容

- 「どのような情報が保護の対象なのか」
- 「どうやってクリアランスホルダーになれるのか」
- 「どのような事業者が対象なのか」

■ 安全保障を取り巻く環境の変化

- 近年の社会は複雑に入り組んでおり、また不安定な状態になってきている。こうした社会構造において、日本を含む様々な国では、従来の安全保障の捉え方ではなく、**経済活動も国家の安全保障に関連**した懸念を示している。

例えば、内閣官房(2021年)「第1回経済安全保障推進会議」https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyo/dai1/gijisidai.html

■ なぜ経済活動が安全保障と関連？

- 国民の生活基盤として「DX の著しい進展のために基幹インフラ事業の遂行はサイバー空間との関係なしには成り立たないものとなっている」。
- 「サプライチェーンが複雑化、グローバル化」している。
- 厳しい安全保障環境(パワーバランスの変化、テロやサイバーなどの新たな脅威)や地政学的な緊張の高まり。

経済安全保障法制に関する有識者会議「経済安全保障法制に関する提言」(2022年)https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyo/dai2/shiryoku2.pdf

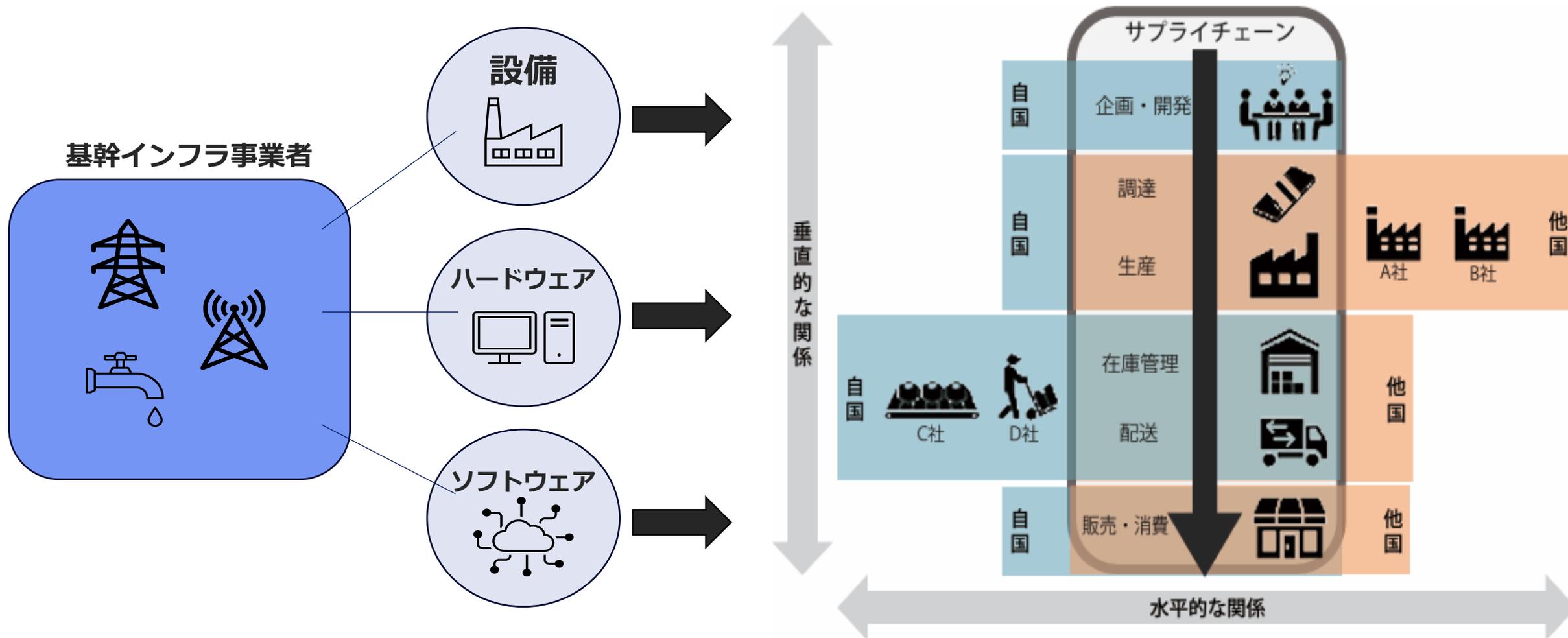
外務省「日本の安全保障政策」(2023年)https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/nsp/page1w_000092.html

経済産業省「通商白書2025」(2025年)<https://www.meti.go.jp/report/tshuhaku2025/2025honbun/i1230000.html>

経済安全保障推進会議「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本的な方針」(2022年) https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/doc/kihonhoushin.pdf

法律制定の背景: 変化する安全保障を取り巻く環境

■ 現在の基幹インフラとサプライチェーンの構造



経済産業省「通商白書2021」(2021年) <https://www.meti.go.jp/report/tsuhaku2021/pdf/02-01-02.pdf> をもとに作成。

■ 法律が言及する国際情勢の複雑化と社会経済構造の変化

重要経済安保保護及び活用に関する法律 第一条

「この法律は、国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等に伴い、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大している中で…」

■ 以上から何が言えると考えられるのか？

- ➡ 基幹インフラがサイバー空間に依拠しているため、そこで利用されている管理システム等へのサイバー攻撃がインフラを停止する可能性がある。
- ➡ 基幹インフラの活動において、設備や運営・管理に必要なものを供給しているサプライチェーンは重要な役割を果たしているが、このサプライチェーンの国際化に伴い、外国企業や外国の影響下にある主体が関与する可能性から、例えば機器やソフトウェアに不正機能(バックドア等)が埋め込まれることで、有事に基幹インフラが停止・妨害されるおそれが高まっている。

顕在化するリスク(1): サプライチェーン・リスク

■ サプライチェーンの脆弱性

- 「経済安全保障法制に関する提言」(2022年)では、「サプライチェーンの脆弱性」がリスクとして挙げられた。
 - 例えば、「コロナ渦でサプライチェーンの脆弱性が国民の生命・生活を脅かすリスクが顕在化した」と言及されており、陸海空の物流寸断は国民生活に影響を及ぼす。
- ➡ **サプライチェーンの寸断が起きやすい現状にある**ことを再確認する機会となった。
- ➡ サプライチェーンに脆弱性がある場合、**製品不達や防衛製品の製造停止**など、安全保障に大きな影響を及ぼす。

■ サプライチェーン・リスクの種類(サイバーセキュリティに関し)

- 具体的には:
 - ・ 委託先(委託先のシステムを経由したサイバー攻撃)
 - ・ クラウドサービス(クラウドサービスの涉外によるサービス停止)
 - ・ ソフトウェア(バックドア型マルウェアが仕込まれる)
- ➡ 以上のような**サプライチェーンに脆弱性があると、それを悪用・利用したサイバー攻撃が原因となり、データ漏洩、サービス停止、不正操作、さらなる攻撃の踏み台になる**こともあり、また個人情報や機微情報が漏洩したとなると、法的責任が問われる可能性もある。

経済安全保障促進会議「経済安全保障法制に関する提言」(2022年) https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyo/dai2/shiryoku2.pdf

経済安全保障推進会議「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本的な方針」(2022年) https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/doc/kihonhoushin.pdf

デジタル庁「政府情報システムにおけるサイバーセキュリティに係るサプライチェーン・リスクの課題整理及びその対策のグッドプラクティス集」(2025年) https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e2a06143-ed29-4f1d-9c31-0f06fca67afc/a547f9a6/20250630_resources_standard_guidelines_technical_report_01.pdf

■ 基幹インフラへのサイバー攻撃の増大

- 基幹インフラ(重要インフラ)は、「その機能が停止、低下又は利用不可能な状態に陥った場合に、わが国の国民生活又は社会経済活動に多大なる影響を及ぼすおそれが生じるもの」である。
- 世界各国において、国家の関与が疑われるものを含め、**基幹インフラ事業を対象とするサイバー攻撃事案が多数発生**している。
- 先ほど検討した「サプライチェーン・リスク」と関連していると思われる。

国家サイバー統括室「重要インフラ対策関連」(2025)<https://www.cyber.go.jp/policy/group/infra/policy.html>

■ 先端・重要技術の流出リスク

- 国家の安全を確保する上で重要となる技術の開発に、これまでよりも多くの分野の経済活動が関係するようになった。**技術優位性は、経済安全保障上の観点から、我が国の自律性・不可欠性を維持、強化していく上で、最も不可欠な要素**である」。⇒情報の流出を防ぐ必要がでてくる

経済産業省「技術流出対策ガイダンス 第1版」(2025年)https://www.meti.go.jp/policy/economy/economic_security/guidance.pdf

■ リスクを踏まえた検討と新制度の必要性

- サプライチェーンや重要インフラに支障をきたすことは、「その態様及び程度によっては、**国としての基本的な秩序の平穏を害する自体、とりわけ我が国の独立と平和、国民の生命及び国民の安全を害する**」ことに繋がりがねないため、未然防止の枠組みが必要とされた。

経済安全保障推進会議「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本的な方針」(2022年)https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/doc/kihonhoushin.pdf

■ 国家安全保障と技術革新

- 国家を守る技術開発において、AIや量子などの技術革新が安全保障に影響を与えるため、それを支える社会・経済インフラやサプライチェーンの安定が不可欠である。
- 技術優位性は、経済安全保障の観点から、日本の自律性・不可欠性を維持、強化する上で最も不可欠な要素であると同時に、産業界にとっての国際競争の基盤でもある。

■ 技術を巡る国際的な動向

- 諸外国でも、大規模な研究開発支援や、軍民両用技術(デュアルユース技術)に対する管理強化措置など、技術を巡る施策が強化されている。
- しかし、こうした技術を獲得しようとする動きが加速しており、他国が獲得した情報をもとに攻撃に利用する可能性もある(「手の内を明かすようなことが起こり得る」)。

■ 旧体制下の課題

- 官民の重要技術プロジェクトにおいて、デュアルユース技術が今後も多く生まれると見込まれる中で、一定の信頼性・適性を確認する必要があった。
- 日本の先端技術が管理体制の不備により海外へ流出する事例が多いという意見も見られ、流出リスクのある技術を持つ企業への対応が重要であると認識されていた。

経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度等に関する有識者会議「経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度等に関する有識者会議(第一回)議事要旨」(2023年)https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyo_sc/dai1/gijiyousi.pdf

■ 旧法制度(特定秘密保護法)の限界

- 特定秘密保護法は、安全保障上の秘匿性の高い情報を「外交、防衛、スパイ活動防止、テロの防止」の4項目を目的として保護していた。
- **安全保障の裾野が経済・技術分野に拡大したことにより、秘匿すべき情報の範囲が特定秘密法で規定される4項目よりも拡大しつつあった。**

■ 民間企業におけるクリアランス制度の欠如

- 防衛装備品以外の国際共同研究開発や政府調達においても機微情報を扱う可能性が増えたが、民間企業に適性評価(セキュリティ・クリアランス)を促す制度がなかった。
- その結果、**日本の事業者に対する信頼性を確保できず、海外でのビジネスチャンスを失う事例が指摘されていた。**

■ 民間企業が直面した実際の問題

- 海外からのビジネス依頼や政府調達において、クリアランスを保有する従業者が社内にはいないために、情報取得や入札への参加ができなかった。
- 日本企業の先端技術が管理体制の不備により海外で流出する事例が多いとの意見も見られた。

重要経済安保情報保護活用法の目的と期待される効果

■ 法制定の核心的な意図

- 国として守らなければならない情報の範囲が拡大したことにより、そうした情報へアクセスする資格をセキュリティ・クリアランスの基本とし、その上で事業者がビジネスを広げていくという産業の視点も考慮することが重要ポイントとされた。

= 本法は、**政府の持つ安全保障上重要な情報を適切に共有する制度**であり、かつ**この適切な情報共有の枠組みを用いて事業者の経済活動を促進させる**意味を持つと考えられる。

経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度等に関する有識者会議「第一回会議の議論の整理(ポイント)」(2023年)https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyo_sc/dai2/siryou1.pdf

経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度等に関する有識者会議「セキュリティ・クリアランス制度について～期待と要望～」(2023年)https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyo_sc/dai3/siryou3.pdf

経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度等に関する有識者会議「最終とりまとめ案」(2024年)https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyo_sc/dai10/siryou.pdf

■ 新法が達成する情報保護の範囲

- この制度(重要経済安保情報保護活用法)を設けることで、特定秘密保護法で守られない**経済安保に係る重要な情報を保護**できるようになる。
- 取扱える者の指定には「**行政機関及び民間企業に所属する人物**」が含まれる。

■ 期待される対外的な効果

- 海外のセキュリティ・クリアランス対策の基準に立つことで、「行政機関及び民間企業に対してもセキュリティ・クリアランス評価を付与できることを他国に示せる」。
- これにより、国家間・企業間等の機微な情報の交換が可能になる。

重要経済安保保護及び活用に関する法律 第一条

この法律は、①国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等に伴い、②経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大している中で、③重要経済基盤に関する情報であって我が国の安全保障(外部からの侵略等の脅威に対して国家及び国民の安全を保障することをいう。以下同じ。)を確保するために特に秘匿することが必要であるものについて、④これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該情報の保護及び活用に関し、⑤重要経済安保情報の指定、我が国の安全保障の確保に資する活動を行う事業者への重要経済安保情報の提供、重要経済安保情報の取扱者の制限その他の必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、もって我が国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。

■ これまでの背景を踏まえ条文を以下のように検討すると：

- ① サプライチェーンのグローバル化・複雑化、重要インフラへの影響
- ② 安全保障の裾野が経済活動まで関連してきている。
- ③ そうした安全保障に影響を及ぼすような立場にある経済活動（=サプライチェーン・重要インフラ）に関する情報で、保護する必要があると認められるもの
- ④ セキュリティ・クリアランス制度を確立した上で、行政-民間で共有できる特定の機微な情報を取り扱うことが重要である場面（政府委託調査、国際共同研究等）を踏まえて
- ⑤ そうした情報を指定し、特定の事業者及び限定された者のみで共有できることを定めた

「重要経済安保情報」の定義

重要経済安保情報の指定プロセスと「重要経済基盤」の定義

■ 重要経済安保保護及び活用に関する法律 第一条

…これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該情報の保護及び活用に関し、**重要経済安保情報**の指定、…

■ 重要経済安保保護及び活用に関する法律 第二条三、四項

3この法律において「**重要経済基盤**」とは、我が国の国民生活又は経済活動の基盤となる公共的な役務であってその安定的な提供に支障が生じた場合に我が国及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるものの提供体制並びに国民の生存に必要不可欠な又は広く我が国の国民生活若しくは経済活動が依拠し、若しくは依拠することが見込まれる重要な物資(プログラムを含む。)の供給網をいう。

4この法律において「**重要経済基盤保護情報**」とは、**重要経済基盤に関する情報**であって次に掲げる事項に関するものをいう。

- 一 外部から行われる行為から重要経済基盤を保護するための措置又はこれに関する計画若しくは研究
- 二 重要経済基盤の脆弱性、重要経済基盤に関する革新的な技術そのほかの重要経済基盤に関する重要な情報であって安全保障に関するもの
- 三 第一号の措置に関し収集した外国(本邦の域外にある国または地域をいう。以下同じ。)の政府または国際機関からの情報
- 四 前二号に掲げる情報の収集処理又はその能力

■ 重要経済安保保護及び活用に関する法律 第三条一項

行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務に係る重要経済基盤保護情報であって、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの（特別防衛秘密（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法）及び特定秘密に該当するものを除く。）を重要経済安保情報として指定するものとする。

■ 以上から：

- ➡ 行政機関が、「重要経済安保情報」を保護及び活用できるようにするために「指定」するわけだが、そこで「何が重要経済安保情報に該当するのか？」が重要となる。
- ➡ そこで本法では、「重要経済安保情報」を指定するにあたり、まず「重要経済基盤」に関する情報であることを規定している。（重要経済基盤該当性）
- ➡ 「重要経済基盤とは」何か？

■ 重要経済安保情報の指定構造

- 行政機関による重要経済安保情報の指定には、2つのステップがあると考えられる。
- ステップ 1: **情報が「重要経済基盤保護情報」**(本法第2条第4項)であるか否かを判断する。
- ステップ 2: その**情報が「重要経済安保情報」**(本法第3条第1項)として指定されるか否かを判断する。

■ 大前提となる「重要経済基盤」の定義

- 重要経済基盤とは、「**我が国にとって重要なインフラと重要な物資のサプライチェーンの二つ**」を指す。

内閣府「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案の概要」(2025年)<https://www.cas.go.jp/jp/houan/240227/siryou1.pdf>

- 具体的には、「国民生活又は経済活動の基盤となる公共的な役務の提供体制」と「重要な物資(プログラムを含む。)の供給網」をいう(重要経済安保情報保護活用法第2条第3項)。

「重要経済基盤」の定義(重要インフラ編)

■ 基盤公共役務の提供体制(重要インフラ)の範囲

- 国民生活又は経済活動が依存し、その利用を欠くことにより「広範囲又は大規模な社会的混乱を生ずるなどの経済・社会秩序の平穩を損なう事態が生じ得るもの」の提供体制を指す。(本法第2条第3項)

→内閣府「運用基準」では、以上を「基盤公共役務の提供体制」とする。

内閣府「重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準の策定について」(2025年)
<https://www.cao.go.jp/keizai.anzen.hosho/hogokatsuyou/doc/kijun.pdf>

- 例として、経済安全保障推進法に規定する特定社会基盤事業や、サイバーセキュリティ基本法に規定する重要社会基盤事業者等の営む事業が含まれる。

■ 内閣府「運用基準」p.4

例えば、基盤公共役務には、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(令和4年法律第43号。以下「経済安全保障推進法」という。)第50条第1項に規定する特定社会基盤事業や、サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)第3条第1項及び第12条第2項第3号に規定する重要社会基盤事業者等の営む事業として「重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画」(2022年6月17日サイバーセキュリティ戦略本部決定、2024年3月8日改定)別紙1に掲げる重要インフラ事業者等が属する各重要インフラ分野において提供される役務、国の行政機関自身が提供する役務の一部等が含まれる。「基盤公共役務の提供体制」には、基盤公共役務を提供する事業者(委託先を含む。以下この節において同じ。)及び行政機関の施設・設備等のほか、事業者及び行政機関が保有する技術、知識、データ、人員など、それが侵害された場合に役務の安定的な提供に支障を及ぼす経営資源全体などが含まれる。

「重要経済基盤」の定義(重要インフラ編)

対象分野（法律）/ 特定社会基盤事業の指定（政令）	特定社会基盤事業者の指定基準（省令）	特定社会基盤事業者として指定された者
<p>⑪ 電気通信</p> <p>登録を要する電気通信事業 届出を要する電気通信事業</p>	<p>・第一種指定電気通信設備を設置する者（当該者に県間通信に係る役務を提供する者を含む。）又は</p> <p>・国際海底ケーブルの回線数シェアが10%以上の者 又は</p> <p>・5G開設計画の認定を受けた者 又は</p> <p>・メッセージ交換サービスのうち、利用者数が6,000万人以上であって、かつ公共サービスに利用されているものを提供する者</p> <p>※上記の基準に該当する者の固定通信アクセス回線数シェアが過半を占める。</p> <p>※上記の基準に該当する者の海底ケーブル回線数シェアが過半を占める。</p> <p>※今後の基幹的な携帯電話網となる5Gを提供。</p> <p>※国民生活の基盤となるメッセージ交換サービスを国民の過半数以上に提供。</p>	<p>NTT東日本株式会社 NTT西日本株式会社 NTTドコモビジネス株式会社 NTTリミテッド・ジャパン株式会社 株式会社NTTドコモ KDDI株式会社 沖縄セルラー電話株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社 LINEヤフー株式会社</p>
<p>⑫ 放送</p> <p>地上基幹放送</p>	<p>テレビジョン放送を行うもののうち、</p> <p>・自社制作番組比率：25%以上 かつ</p> <p>・放送対象地域における世帯数：全国の世帯数の25%以上（注1）である者</p> <p>※自社制作番組比率が低く、カバーする世帯数が限定的な放送は、役務の安定的な提供を欠いたとしてもその影響が限定的。</p>	<p>日本放送協会 日本テレビ放送網株式会社 株式会社テレビ朝日 株式会社TBSテレビ 株式会社フジテレビジョン 株式会社テレビ東京</p>
<p>⑬ 郵便</p> <p>郵便事業</p>	<p>郵便の役務をあまねく、公平に提供する者 （郵便事業者全者を指定）</p>	<p>日本郵便株式会社</p>

出典：https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/infra/doc/infra_jigyousya.pdf

「重要経済基盤」の定義(サプライチェーン編)

■ 重要物資の供給網(サプライチェーン)の範囲

- 国民の生存に必要不可欠な又は広く我が国の国民生活若しくは経済活動が依拠し、若しくは依拠することが見込まれる重要な物資(プログラムを含む。)の供給網を指す。(本法第2条第3項)

➡内閣府「運用基準」では、以上を「重要物資の供給網」とする。

内閣府「重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準の策定について」(2025年)
https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/hogokatsuyou/doc/kijun.pdf

- 当該物資の企画・開発から、原材料や部品などの調達、生産、在庫管理、配送、販売、消費までのプロセス全体を指す。
- 物資が最終消費者に届くまでの「供給の連鎖」全体が重要物資の供給網である。

■ 重要物資の定義

- 重要経済安保情報保護活用法には「重要物資」の具体的な定義はないが、運用基準ではその範囲が示されている。
- 経済安全保障推進法第7条に規定する特定重要物資及びその原材料等が対象となる。
- これらに限らず、供給が停止・低下することにより、我が国及び国民の安全を損なうおそれがあるため、供給網の強靭化や外部依存の低減が特に必要と認められる物資も含まれる。

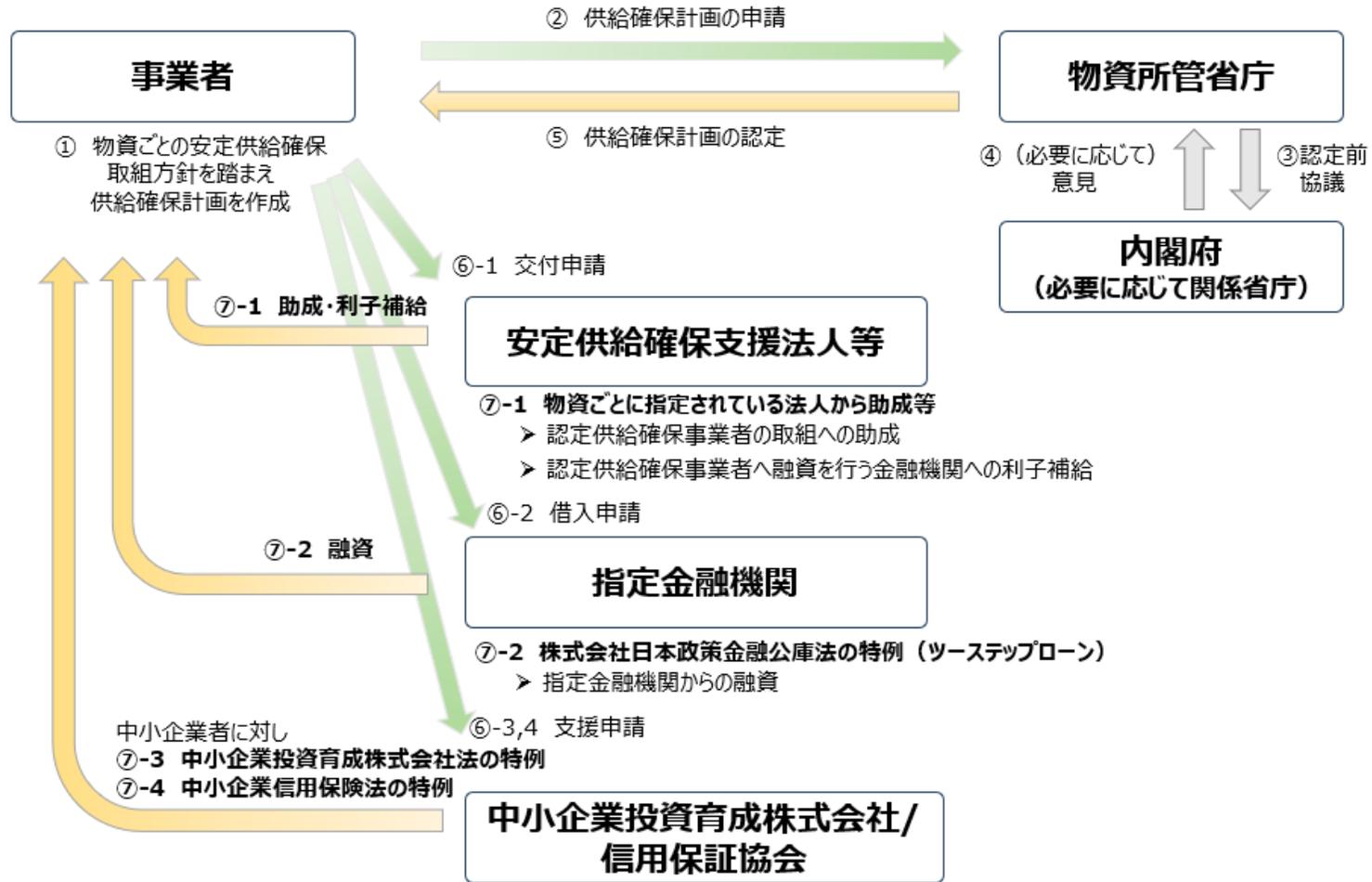
内閣府「重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準の策定について」(2025年)
[cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/hogokatsuyou/doc/kijun.pdf](https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/hogokatsuyou/doc/kijun.pdf)

■ 内閣府「運用基準」p.5

「重要物資」とは、例えば、経済安全保障推進法第7条に規定する特定重要物資及びその原材料等が含まれるが、これに限らず、当該物資の供給が停止又は低下することにより、我が国及び国民の安全を損なう事態が生ずるおそれがあるため、当該物資の供給網を強靱じん化する取組又は当該物資の外部への依存を低減する取組などを通じて、当該物資の安定供給確保を図ることが特に必要と認められるものが含まれる。「重要物資の供給網」とは、当該物資の企画・開発から、原材料や部品などの調達、生産、在庫管理、配送、販売、消費までのプロセス全体を指し、当該物資が最終消費者に届くまでの「供給の連鎖」を指す。

サプライチェーン強靱化制度の概要図

事業者が支援を受けるまでの流れ（イメージ）



出典 : https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/supply_chain/supply_chain.html

特定重要物資の安定供給確保の取組について

特定重要物資の安定供給確保の取組について

- 所管大臣は、各物資の取組方針に基づき、企業からの供給確保計画を認定し支援する。
- 12の特定重要物資につき、予算の総額2兆3,827億円。

特定重要物資の主な支援措置の内容 及び認定済計画数（計135件）

（2025年8月8日時点）

抗菌性物質製剤（厚労）（2件認定） 原材料及び原薬の生産基盤強化、備蓄 ・βラクタム系抗菌薬	肥料（農水）（12件認定） 備蓄 ・りん酸アンモニウム ・塩化カリウム	船舶の部品（国交）（10件認定） 生産基盤強化 ・エンジン（2ストローク・4ストローク） ・クランクシャフト ・ソナー ・プロペラ
半導体（経産）（26件認定） 生産基盤強化、原料の供給基盤強化 ・従来型半導体 ・半導体製造装置（部素材含む） ・半導体部素材（部素材含む） ・半導体原料（黄リン、ヘリウム、希ガス、蛍石等）	蓄電池（経産）（35件認定） 生産基盤強化、技術開発 ・蓄電池 ・蓄電池製造装置 ・蓄電池部素材	航空機の部品（経産）（18件認定） 生産基盤強化、研究開発等 ・大型鍛造品 ・CMC ・炭素繊維 ・鋳造品 ・SiC繊維 ・スポンジチタン
永久磁石（経産）（5件認定） 生産基盤強化、技術開発等 ・ネオジム磁石 ・サマリウムコバルト磁石 ・省レアアース磁石	先端電子部品（経産）（4件認定） 生産基盤強化、研究開発 ・MLCC・フィルムコンデンサ ・SAWフィルター・BAWフィルター ・電子部品製造装置（部素材含む） ・電子部品部素材（部素材含む）	工作機械・産業用ロボット（経産）（5件認定） 生産基盤強化、研究開発 ・CNC ・減速機 ・リニアガイド ・鋳物代替素材（ミネラルキャスト） ・サーボ機構 ・PLC ・リニアスケール ・CNCシステム ・ボールねじ
重要鉱物（経産）（6件認定） 採鉱、鉱山開発、精錬能力強化、技術開発 ・マンガン ・リチウム ・ガリウム ・タンガステン ・ニッケル ・グラファイト ・ゲルマニウム ・フッ素 ・コバルト ・レアアース ・ウラン	天然ガス（経産）（1件認定） 戦略的余剰液化天然ガスの確保 ・天然ガス	クラウドプログラム（経産）（11件認定） プログラム開発・開発に必要な利用環境の整備 ・基盤クラウドプログラム ・高度な電子計算機

出典： https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/supply_chain/supply_chain.html

■ 「重要経済安保情報」として該当するには:

- 重要経済基盤に関する情報であり
- 第1号～第4号に関するもの(重要経済安保情報保護活用法第2条第4項)

➡この「重要経済基盤保護情報該当性」をみたすことが指定される情報の要件となる。

内閣府「重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準の策定について」(2025年)
cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/hogokatsuyou/doc/kijun.pdf

■ 第1号の内容: 保護措置、計画、または研究

- これは簡潔に言えば、「日本の重要インフラやサプライチェーンへ日本国外から行われるかもしれない行為に対する保護措置・計画・研究といった『**日本の手の内に関する情報**』」である。
- 基盤公共役務(重要インフラ)の場合: 施設・設備等の安全確保に関する措置(審査・監督、物理攻撃・サイバー攻撃への対応)や、役務の安定的な提供体制を維持するための経営資源(技術、データ、人員等)の保護措置を含む。
- 具体的には、我が国の重要なインフラ事業者の活動を停止又は低下させるようなサイバー攻撃等の外部からの行為が実施された場合を想定した政府としての対応案の詳細に関する情報があげられる。

第10回営業秘密官民フォーラム「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律」(2024年)
https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/forum/reiwa6/11_240628_CAO.pdf

- 第2号:脆弱性、革新的な技術その他の重要な情報
 - これは、重要経済基盤に関する情報であって、外部からの行為の対象になり得る情報である。
 - 脆弱性に関する情報: 基盤公共役務の提供体制や重要物資の供給網の脆弱性、例えば重要物資の外部依存度や供給途絶時の影響の詳細などが含まれる。
- 第3号:外国の政府または国際機関からの情報
 - 重要経済基盤を保護するための措置に関し収集した外国の政府又は国際機関からの情報であり、その漏洩は「我が国の情報保全に関する信頼関係が失われてしまう可能性がある」。
 - 具体的には、我が国政府と外国政府とで実施する安全保障に関わる革新的技術の国際共同研究開発において、外国政府から提供され、当該外国において本法案による保護措置に相当する措置が講じられている情報があげられる。
- 第4号:情報の収集整理またはその能力
 - 第2号(脆弱性、技術)及び第3号(外国政府情報)に掲げる情報の収集整理またはその能力に関する情報である。

第10回営業秘密官民フォーラム「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律」(2024年)https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/forum/reiwa6/11_24_0628_CAO.pdf

■ 重要経済安保情報の定義(特定秘密との区分)

- 重要経済基盤保護情報のうち、「公になっていないもの」であり、「その漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」(特別防衛秘密及び特定秘密に該当するものを除く)が指定される(重要経済安保情報保護活用法第3条第1項)。
➔「重要経済基盤保護情報」+「非公知性」&「秘匿の必要性」=「重要経済安保情報」

■ 指定要件 1:非公知性(内閣府「運用基準」p.7)

- 現に不特定多数の者に知られていないか否かにより判断される。
- 報道機関や外国政府等により公表されている情報と同一性を有する情報は、この要件を満たさない。

■ 指定要件 2:秘匿の必要性(内閣府「運用基準」p.7)

- 漏えいにより、安全保障のための我が国の施策や取組の「手の内や我が国の能力などが露見し、対抗措置が講じられ、我が国に対する攻撃が容易となったり、外国の政府等との交渉が困難になったりすることとなる」おそれがある場合。
- または、「外国の政府その他の者との信頼関係や我が国の秘密保護に関する信用が損なわれ、今後の情報収集活動、当該外国の政府等との安全保障協力が滞る」など、安全保障に支障を与える事態が生じるおそれがあるか否かにより判断される。

内閣府「重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準の策定について」(2025年)cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/hogokatsuyou/doc/kijun.pdf

行政機関による情報指定と民間事業者の位置づけ

■ 行政機関外の情報指定の可能性

- 本法の対象となる情報は「**行政機関が保有する情報であることが前提**」である。
- しかし、**事業者等から提供された情報であっても**、要件に該当するものであれば、行政機関の長が重要経済安保情報に**指定することは妨げられない**。

■ 民間企業が提供した情報が指定された場合の留意点

- 事業者から提供された情報が指定された場合でも、その事業者が政府と**契約(適合事業者として)を締結していなければ、法の規定は直接及ばず**、当該事業者は適性評価を受けずに情報を扱い続けることが可能であり、漏えいに対する**罰則も及ばない**。

■ 事業者が定義を把握しておくべき理由

- 国と一緒に仕事をしたい業者や、国からの要請で調査を委託された業者、政府間の国際研究に参加したい業者などは、**適合事業者として契約を結ぶこととなる**。
- 事業者は、この契約を通じて「行政機関による情報の指定を受ける」可能性や、重要情報を提供する「信頼性」を表面化できる(第10条)ため、情報の指定プロセスと定義を理解する必要がある。

内閣府「重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準の策定について」(2025年) cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/hogokatsuyou/doc/kijun.pdf

内閣府「重要経済安保情報保護活用法の運用に関するガイドライン(適合事業者編)(第1版)」(2025年) cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/hogokatsuyou/doc/jigyousyag1.pdf

内閣府「重要経済安保情報保護活用法の運用に関するガイドライン(行政機関編)(第1版)」(2025年) https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/hogokatsuyou/doc/gyouseigl.pdf

電気通信事業者への影響

重要経済基盤としての電気通信事業者の位置づけ

- 重要経済安保情報保護活用法の対象事業者の特定
 - 本法は、適合事業者としてどのような事業者が重要経済安保情報を取り扱うのかを具体的に明確にはしていない。
 - そこで、これまでの安全保障に関する政府文書及び本法の運用基準の参照を基に、「重要経済基盤」としての**電気通信事業者**の位置づけを検討する。
- 「重要経済基盤」(重要インフラ)としての電気通信事業者
 - 本報告書で検討された「基盤公共役務」(=重要インフラ)は、以下の2つの法令等に基づき示されている:
 - 経済安全保障推進法第50条第1項に規定する特定社会基盤事業。
 - サイバーセキュリティ基本法第3条第1項及び第12条第2項第3号に規定する重要社会基盤事業者等の営む事業としての「重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画」。
 - これらの法令等には、「電気通信事業者」が含まれている。
- 重要インフラ分野としての情報通信
 - サイバーセキュリティ対策本部による「重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画」(2024年)では、「**情報通信**」が**重要インフラ分野の一つ**として挙げられている。
 - この分野には、「主要な電気通信事業者」「主要な地上基幹放送事業者」「主要なケーブルテレビ事業者」が含まれる。

サイバーセキュリティ対策本部「重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画」(2024年)https://www.cyber.go.jp/pdf/policy/infra/cip_policy_2024.pdf

■ 内閣府「運用基準」p.4~5

基盤公共役務の提供体制「基盤公共役務」とは、国民生活又は経済活動が依存している役務であって、その利用を欠くことにより、広範囲又は大規模な社会的混乱を生ずるなどの経済・社会秩序の平穏を損なう事態が生じ得るものや、広範囲又は大規模な社会的混乱を生じないものであっても、国民の生存に不可欠な役務であって、その代替が困難であるものなどを指す。例えば、基盤公共役務には、**経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律**（令和4年法律第43号。以下「経済安全保障推進法」という。）**第50条第1項**に規定する特定社会基盤事業や、**サイバーセキュリティ基本法**（平成26年法律第104号）**第3条第1項及び第12条第2項第3号**に規定する**重要社会基盤事業者等の営む事業として「重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画」**（2022年6月17日サイバーセキュリティ戦略本部決定、2024年3月8日改定）**別紙1に掲げる重要インフラ事業者等が属する各重要インフラ分野**において提供される役務、国の行政機関自身が提供する役務の一部等が含まれる。「基盤公共役務の提供体制」には、基盤公共役務を提供する事業者（委託先を含む。以下この節において同じ。）及び行政機関の施設・設備等のほか、事業者及び行政機関が保有する技術、知識、データ、人員など、それが侵害された場合に役務の安定的な提供に支障を及ぼす経営資源全体などが含まれる。

■ 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律 第50条

基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度の概要 (経済安全保障推進法 第3章)

趣旨

- 基幹インフラ役務（電気・ガス・水道等）の安定的な提供の確保は安全保障上重要。
- 基幹インフラの重要設備は役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されるおそれあり。
- 基幹インフラの重要設備が我が国の外部から行われる役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されることを防止するため、重要設備の導入・維持管理等の委託を事前に審査。

概要

1. 基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する基本指針を策定

- ・対象事業者の指定に関する基本的な事項（当該指定に関し経済的社会的観点から留意すべき事項を含む）
- ・配慮すべき事項（重要設備等を定める主務省令の立案に当たって配慮すべき事項を含む）
- ・対象事業者その他の関係者との連携に関する事項 等

2. 審査対象

(1) 対象分野（法律で対象事業の外縁を示した上で、政令で絞り込み）

電気	ガス	石油	水道	鉄道
貨物自動車運送	外航貨物	航空	空港	電気通信
放送	郵便	金融	クレジットカード	

(2) 対象事業者・・・主務大臣が指定

- ・対象事業を行う者のうち、①重要設備（具体的な重要設備は主務省令で指定）の機能が停止・低下した場合に、②役務の安定的な提供に支障が生じ、③国家・国民の安全（国民の生存・社会経済秩序の平穩）を損なうおそれが大きいものとして主務省令で定める基準に該当する者

出展： https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/doc/gaiyo.pdf

重要経済基盤としての電気通信事業者の位置づけ

■ 重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画 別紙1

重要インフラ分野		対象となる重要インフラ事業者等 ^[注1]	対象となる重要システム例 ^[注2]
情報通信		<ul style="list-style-type: none"> ・主要な電気通信事業者 ・主要な地上基幹放送事業者 ・主要なケーブルテレビ事業者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットワークシステム ・オペレーションサポートシステム ・編成・運行システム
金融	銀行等 生命保険 損害保険 証券 資金決済	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合等 ・資金清算機関 ・電子債権記録機関 ・生命保険 ・損害保険 ・証券会社 ・金融商品取引所 ・振替機関 ・金融商品取引清算機関 ・主要な資金移動業者 ・主要な前払式支払手段(第三者型)発行者 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・勘定系システム ・資金証券系システム ・国際系システム ・対外接続系システム ・金融機関相互ネットワークシステム ・電子債権記録機関システム ・保険業務システム ・証券取引システム ・取引所システム ・振替システム ・清算システム
航空		<ul style="list-style-type: none"> ・主たる定期航空運送事業者 	<ul style="list-style-type: none"> ・運航システム ・予約・搭乗システム ・整備システム ・貨物システム
空港		<ul style="list-style-type: none"> ・主要な空港・空港ビル事業者 	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒警備・監視システム ・フライトインフォメーションシステム ・バゲージハンドリングシステム
鉄道		<ul style="list-style-type: none"> ・JR各社及び大手民間鉄道事業者等の主要な鉄道事業者 	<ul style="list-style-type: none"> ・列車運行管理システム ・電力管理システム ・座席予約システム
電力		<ul style="list-style-type: none"> ・一般送配電事業者、主要な発電事業者 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・電力制御システム ・スマートメーターシステム
ガス		<ul style="list-style-type: none"> ・主要なガス事業者 	<ul style="list-style-type: none"> ・プラント制御システム ・遠隔監視・制御システム
政府・行政サービス		<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体の情報システム
医療		<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関 (ただし、小規模なものを除く。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・診療録等管理システム ・診療業務支援システム ・地域医療支援システム
水道		<ul style="list-style-type: none"> ・水道事業者及び水道用水供給事業者 (ただし、小規模なものを除く。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設や水道水の監視システム ・水道施設の制御システム
物流		<ul style="list-style-type: none"> ・大手物流事業者 	<ul style="list-style-type: none"> ・集配管理システム ・貨物追跡システム ・倉庫管理システム
化学		<ul style="list-style-type: none"> ・主要な石油化学事業者 	<ul style="list-style-type: none"> ・プラント制御システム
クレジット		<ul style="list-style-type: none"> ・主要なクレジットカード会社 ・主要な決済代行業者 ・指定信用情報機関 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・クレジット(包括信用購入あつせん及び二月払購入あつせん)に係る決済システム ・信用情報提供・収集システム
石油		<ul style="list-style-type: none"> ・主要な石油精製・元売事業者 	<ul style="list-style-type: none"> ・受発注システム ・生産管理システム ・生産出荷システム
港湾		<ul style="list-style-type: none"> ・主要な港湾運送事業者・港湾管理者等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ターミナルオペレーションシステム(TOS)

注1 ここに掲げているものは、重点的に対策を実施すべき重要インフラ事業者等であり、行動計画の見直しの際に、事業環境の変化及びITへの依存度の進展等を踏まえ、対象とするものを見直しを行う。
注2 ここに掲げているものは、例であり全てではない。

■ 電気通信事業者が行うセキュリティ対策

- 情報の機密性や完全性等を保護する観点から、ネットワークのセキュリティを確保することが求められる。
- 具体的な対策には、専用線や暗号技術の活用、IPv6に関するセキュリティ対策の実施、ネットワークの分離、ログ取得及び監視によるサイバー攻撃の検知等が含まれる。

■ DDoS攻撃対策と観測能力の向上

- 「社会全体のDDoS攻撃の脅威は依然高く、電気通信事業者によるDDoS攻撃の観測・対処能力のさらなる向上が必要」と指摘されている(サイバーセキュリティ2025年次報告)。
- 2025年次の計画として、電気通信事業者全体でのフロー情報分析を用いたサイバー攻撃の観測能力の向上を図ることが掲げられている。

サイバーセキュリティ戦略本部「サイバーセキュリティ2025（2024年度年次報告・2025年度年次計画）」（2025年）<https://www.cyber.go.jp/pdf/policy/kihons/cs2025.pdf>

■ 電気通信事業者が関与する活動と情報の指定

- これらの活動は、重要経済安保情報保護活用法第2条第4項に該当する「外部から行われる行為から重要経済基盤を保護するための措置又はこれに関する計画若しくは研究」を行う可能性があると考えられている。
- したがって、こうした事業を進めるうえで獲得した情報は、「重要経済安保情報」として指定されることも考えられる。

■ 脆弱性調査と連携体制の構築

- NICT(情報通信研究機構)が行うIoT機器の脆弱性調査について、「法改正を踏まえ、調査対象の拡充や電気通信事業者やメーカー等の関係者間における連携体制の構築等により、脆弱性のあるIoT機器の対策を推進する」ことが計画されている。

■ 「適合事業者」となる可能性

- 電気通信事業者が、NICTのような法人と連携した調査を進めることがある場合、**政府からの委託による脆弱性調査も視野に入れた事業を行うことが想定される。**
- この場合、**政府と契約を結び「適合事業者」として、重要経済安保情報に該当する情報を保有させられることが想定されるため、準備が重要である。**

■ 適合事業者として情報を取り扱う条件

- 「適合事業者」とは、「我が国の安全保障の確保に資する活動を行う事業者」であり、重要経済安保情報の提供や保有を受けるためには、まず適合事業者として認められなければならない。
- 適合事業者となることで、重要経済安保情報の提供や、自社の保有する情報が重要経済安保情報として指定・保有されることが可能になる。

■ 認定の原則

- 適合事業者の認定は、「行政機関としての重要経済安保情報の提供の必要性の判断が契機」であり、「Need to Know の原則(知る必要がある者のみに情報を開示する原則)」を満たさない事業者に対しては認定がなされることはない。

■ 認定される場合の要件(政府が保有する情報を提供される場合)

- 以下の活動の促進を図る事業者であることが条件となる:
 - ・ 重要経済基盤の脆弱性の解消。
 - ・ 脆弱性及び革新的な技術に関する調査及び研究の促進。
 - ・ 重要経済基盤保護情報を保護するための措置の強化。

■ 認定を受けるための手順(適合事業者の義務)

- 適合事業者として認められるためには、行政機関と契約を締結する(法第10条第1項、第2項)前に、保護責任者の指名基準、従業員への教育内容、重要経済安保情報取扱区画(重要経済安保情報を取り扱う場所)の設置等、運用基準に掲げられた14項目の体制を整備することが求められる。
- これらの基準を満たしているか、株主や役員に外国の支配・影響がないか等について行政機関による審査が行われる。

適合事業者と管理体制

適合事業者:重要経済安保情報の取り扱いを認められる主体

■ 重要経済安保保護及び活用に関する法律 第一条

この法律は、…**当該情報の保護及び活用**に関し、重要経済安保情報の指定、**我が国の安全保障の確保に資する活動を行う事業者への重要経済安保情報の提供、重要経済安保情報の取扱者の制限その他の必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、もって我が国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。**

■ 重要経済安保保護及び活用に関する法律 第十条第一項

重要経済安保情報を保有する行政機関の長は、重要経済基盤の脆弱性の解消、重要経済基盤の脆弱性及び重要経済基盤に関する革新的な技術に関する調査及び研究の促進、重要経済基盤保護情報を保護するための措置の強化その他の我が国の安全保障の確保に資する活動の促進を図るために、当該脆弱性の解消を図る必要がある事業者又は当該脆弱性の解消に資する活動を行う事業者、当該調査若しくは研究を行う事業者又は当該調査若しくは研究に資する活動を行う事業者、重要経済基盤保護情報を保有する事業者又は重要経済基盤保護情報の保護に資する活動を行う事業者その他の我が国の安全保障の確保に資する活動を行う事業者であって重要経済安保情報の保護のために必要な施設設備を設置していることその他政令で定める基準に適合するもの(次条第四項を除き、以下「適合事業者」という。)に**当該重要経済安保情報を利用させる必要があると認めるときは、当該適合事業者との契約に基づき、当該適合事業者に当該重要経済安保情報を提供することができる。**ただし、当該重要経済安保情報を保有する行政機関以外の行政機関の長が当該重要経済安保情報について指定をしているとき(当該重要経済安保情報が、第六条第一項の規定により当該保有する行政機関の長から提供されたものである場合を除く。)は、当該指定をしている行政機関の長の同意を得なければならない。

■ 重要経済安保保護及び活用に関する法律 第十条第二項

行政機関の長は、当該行政機関の長が保有していない情報であって、当該行政機関の長がその同意を得て適合事業者に行わせる調査又は研究その他の活動により当該適合事業者が保有することが見込まれるものについて指定をした場合において、前項本文に規定する目的のために当該情報を当該適合事業者を利用させる必要があると認めるときは、当該適合事業者に対し、当該情報について指定をした旨を通知するものとする。この場合において、当該行政機関の長は、当該適合事業者との契約に基づき、当該指定に係る情報を、当該適合事業者重要経済安保情報として保有させることができる。

■ 以上を踏まえると:

- ➡「重要経済安保情報」を指定する過程において、行政機関が持っている、安全保障に関する情報の提供を当該情報として指定したうえで事業者にする必要がある場合、又は事業者が保有し得る安全保障に関する情報を指定するためには、事業者は「適合事業者」としての契約を行政機関と結ぶことが求められる。

■ 適合事業者の定義と役割

- 適合事業者とは、「我が国の安全保障の確保に資する活動を行う事業者」であり、重要経済安保情報の提供や、当該情報の保有を受ける事業者が適合事業者として認められる必要がある(本法第1条)。
- 従業者がセキュリティ・クリアランス(適性評価)の保有者となる前提として、まずその者の所属する企業が「適合事業者」であることが確認される(法第10条第1項)。

■ 適合事業者の認定がなされるための大原則

- 適合事業者の認定は、行政機関が重要経済安保情報を「提供する・保有させる必要性の判断」が契機となる。
- 「Need to Know の原則(知る必要がある者のみに情報を開示する原則)」を満たさない事業者に対しては、適合事業者の認定はなされない。

■ パターン 1: **政府がすでに保有する情報を提供する**場合

- 行政機関がすでに保有する重要経済安保情報を、事業者が適合事業者として認定されたうえで提供される場合である。
- 事業者は、重要経済基盤の脆弱性の解消や、その調査研究の促進などに資する活動を行う者であることが条件となる。

■ パターン 2: **事業者が保有する情報が指定される**場合

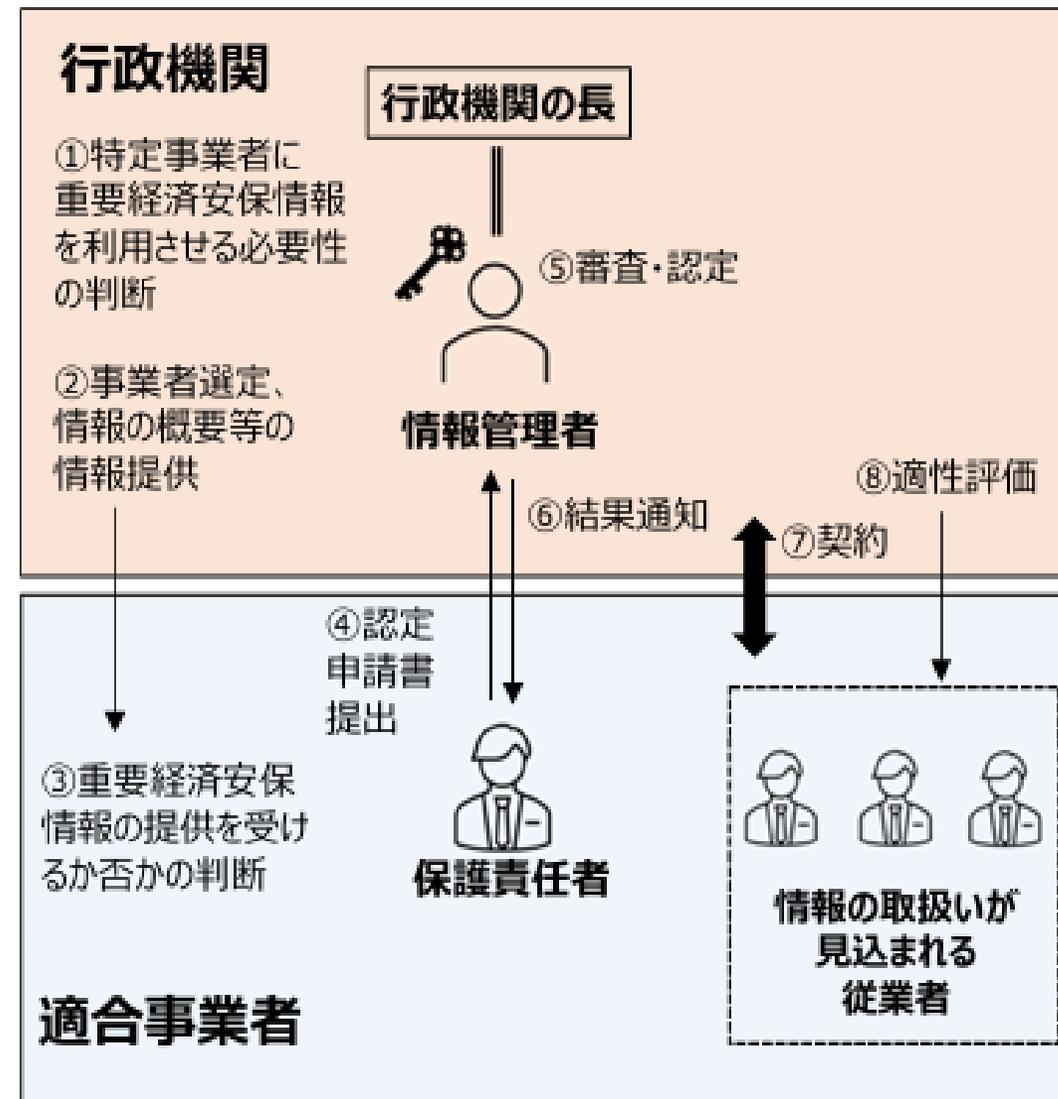
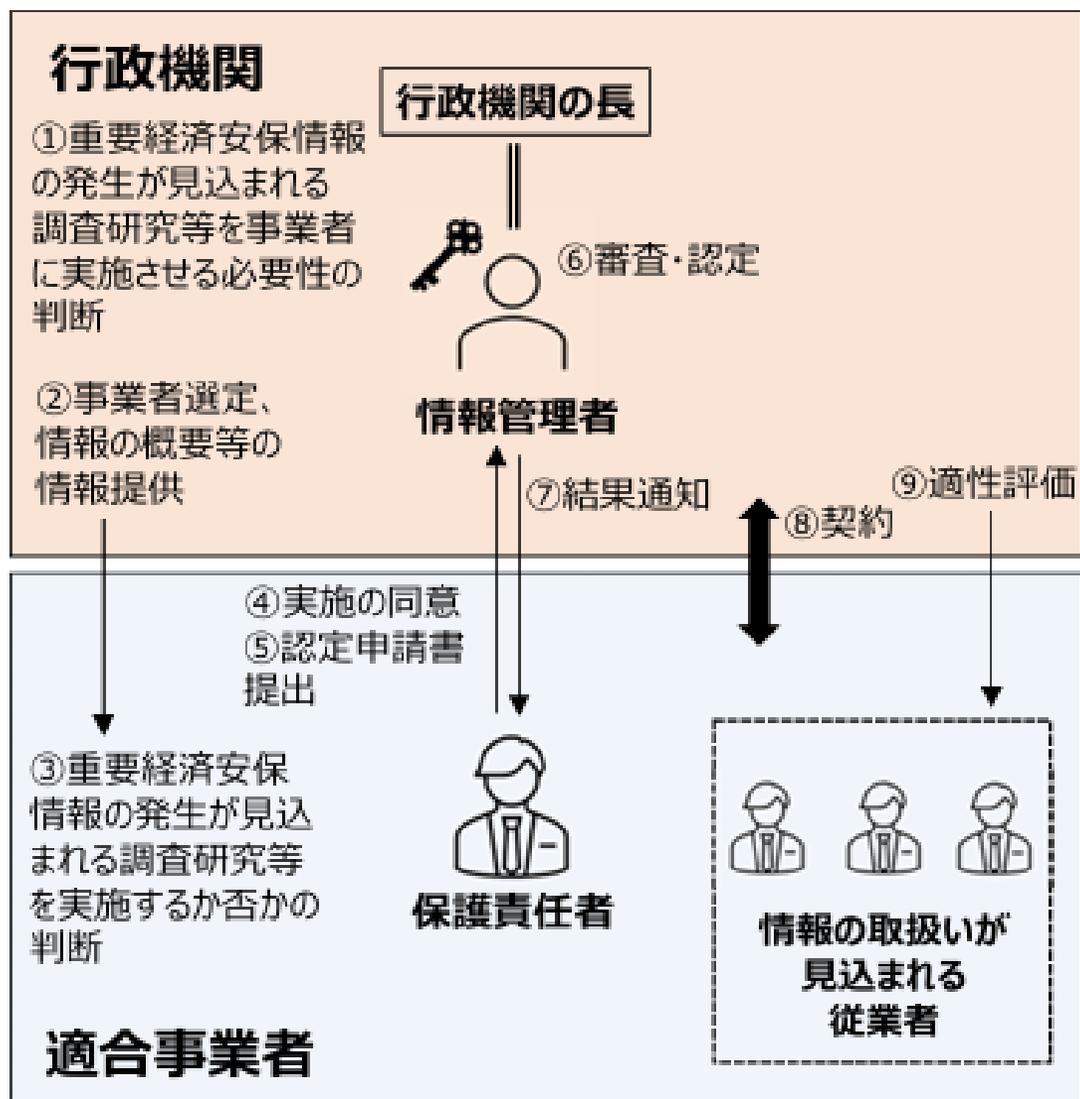
- これから実施する調査または研究(調査研究等)によって、重要経済安保情報の要件に該当する情報が発生することが見込まれる場合。
- 法第10条第2項は、「行政機関が、重要経済安保情報に該当する情報をこうした委託によって生成しようとする場合のために設けられたもの」である(調査研究実施に係る同意必要)。

内閣府「重要経済安保情報保護活用法の運用に関するガイドライン（行政機関編）（第1版）」（2025年）https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/hogokatsuyou/doc/gyouseigl.pdf

■ 認定プロセスと応諾の義務

- 行政機関が適合事業者の候補を選定し、提案を行うのが原則的なプロセスである。
- 事業者に適合事業者となる応諾の義務はない。事業者からの認定申請があった場合でも、行政機関が情報提供の必要性を認めない限り、手続きは開始されないことに留意が必要である

適合事業者の二つのパターンと認定プロセス



■ 政府がすでに保有する情報を提供する場合

- 内閣府「運用基準」(p.35～):
- 以下の活動の促進を図る事業者であることが条件となる:
 - ・ 重要経済基盤の脆弱性の解消
 - ・ 重要経済基盤の脆弱性及び革新的な技術に関する調査及び研究の促進
 - ・ 重要経済基盤保護情報を保護するための措置の強化
 - ・ その他の我が国の安全保障の確保に資する活動の促進を図るために必要
- 適合事業者として選定される前に、事業者への事前の情報提供がなされる。
- 他の行政機関から提供を受けた重要経済安保情報を提供する場合は、当該他行政機関からの同意を得なければならない。

■ 事業者が保有する情報が指定される場合

- 内閣府「運用基準」(p.38～):
- 行政機関が保有していない情報であって、これから実施する調査又は研究その他の活動(調査研究等)によって、重要経済安保情報の要件に該当する情報が発生することが見込まれる状況において、事業者に調査研究等を実施させることが:
 - ・ 重要経済基盤の脆弱性の解消
 - ・ 重要経済基盤の脆弱性及び革新的な技術に関する調査及び研究の促進
 - ・ 重要経済基盤保護情報を保護するための措置の強化
 - ・ その他の我が国の安全保障の確保に資する活動の促進を図るために必要
- 適合事業者として選定される前に、事業者への事前の情報提供がなされる。
- 調査研究を通じ重要経済安保情報を保有させる場合の、調査研究実施にあたる同意の取得。

選定後のプロセス: 認定申請書の提出

■ 内閣府「運用基準」(p.120~)

■ 認定申請書の提出

- 行政機関の長は、適合事業者としての認定のために、事業者に対し、必要事項を記載し、又は記録した別添12の「認定申請書」(当該申請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下「申請書」という。)の提出を求めるものとする。
- 認定申請書を受けた事業者は、審査に入る。

別添12
年 月 日

認定申請書

_____大臣

住所 _____
名称 _____
代表者の氏名 _____

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律第10条第1項(第2項)の規定に基づき、適合事業者の認定を受けたいので次のとおり申請します。

1 申請者に関する事項

(1) 申請者の基本的事項

名称及び代表者の氏名	
住所	
設立準拠法国等	
主な事業内容	

(2) 申請者の総株主等の議決権の5%超を直接に保有する者

	名称又は氏名	設立準拠法国等 又は国籍等	議決権保有割合 (%) (確認した年月日)
①			
②			

出展 : cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/hogokatsuyou/doc/kijun.pdf

選定後のプロセス:認定に向けた14項目の審査

- 適合事業者への審査(内閣府「運用基準」(p.35~36))
適合事業者の認定に際し、事業者から認定申請書を受けた行政機関は、重要経済安保情報を適切に保護することができるかと認められるかどうかを審査するものとする。
- 適合事業者に求められる体制整備
 - 適合事業者として契約(法第10条第1項、第2項)を締結する前に、事業者は「運用基準」に掲げられた14項目の体制を整備することが求められる。
- 例1:主要な組織体制と教育
 - 保護責任者の指名基準及び指名手続:重要経済安保情報の保護の全体の責任を有する者を定める。
 - 管理者の指名基準及び職務内容:重要経済安保情報を取り扱う場所において、保護に関する業務を管理する者を定める。
 - 従業者に対する教育の実施:重要経済安保情報の保護に関する教育の実施内容及び方法を定める。
- 例2:情報及び区画の取り扱いに関する制限
 - 重要経済安保情報取扱区画の設置:重要経済安保情報を取り扱う場所において必要な施設設備の設置手続きを行う。
 - 取扱者や情報の制限:重要経済安保情報を取り扱う従業者の範囲の決定基準、取扱うことができない者には情報を提供しないこと、情報の伝達方法の制限、取扱いの業務の状況の検査に係る手続きなどを定める。

■ 内閣府「運用基準」(p.35～36)

- ① 事業者において、重要経済安保情報の保護の全体の責任を有する者(以下「保護責任者」という。)の指名基準及び指名手続
- ② 重要経済安保情報を取り扱う場所において、当該重要経済安保情報の保護に関する業務を管理する者(以下「業務管理者」という。)の指名基準及び指名手続並びにその職務内容
- ③ 従業者に対する重要経済安保情報の保護に関する教育の実施内容及び方法
- ④ 重要経済安保情報の保護のために必要な施設設備の設置に係る手続
- ⑤ 重要経済安保情報の取扱いの業務を行う従業者の範囲の決定基準及び決定手続
- ⑥ 重要経済安保情報を取り扱うことができない者には重要経済安保情報を提供してはならないこと
- ⑦ 重要経済安保情報を取り扱うことができない者は、重要経済安保情報を提供することを求めてはならないこと
- ⑧ 重要経済安保情報を取り扱う場所への立入り及び機器の持込みの制限に係る手続及び方法
- ⑨ 重要経済安保情報を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限に係る手続及び方法
- ⑩ 重要経済安保情報文書等(施行令第4条に規定する重要経済安保情報文書等をいう。以下同じ。)の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱いの方法の制限に係る手続及び方法
- ⑪ 重要経済安保情報の伝達の方法の制限に係る手続及び方法
- ⑫ 重要経済安保情報の取扱いの業務の状況の検査に係る手続及び方法
- ⑬ 重要経済安保情報文書等の奪取その他重要経済安保情報の漏えいのおそれがある 緊急の事態に際し、その漏えいを防止するために他に適当な手段がないと認められる場合における重要経済安保情報文書等の廃棄に係る手続及び方法
- ⑭ 重要経済安保情報文書等の紛失その他の事故が生じた場合における被害の発生の防止その他の措置に係る手続及び方法

■ 認定審査の実施

- 行政機関は、適合事業者が運用基準に掲げられた**14項目を満たしているか、また以下の4つの基準を充足しているか**審査を行う。

■ 審査基準 1: **外国からの支配・影響の排除**

- 事業者における株主や役員の状況に照らして、当該事業者の意思決定に関して外国の所有、支配又は影響がないと認められるかどうか
➡内部のガバナンス体制の確立(内閣府「重要経済安保情報保護活用法の運用に関するガイドライン(適合事業者編)」p.3-4)

■ 審査基準 2: **責任者の知識と地位**

- 保護責任者や業務管理者として指名される者が、業務を適切に行うための必要な知識を有しており、その職責を全うできる地位にあると認められるかどうか。
➡保護責任者や業務管理者の選定(内閣府「重要経済安保情報保護活用法の運用に関するガイドライン(適合事業者編)」p.4)

■ 審査基準 3・4: **教育と施設設備の有効性**

- 従業者への教育内容が知識を的確に習得できるものであり、継続的に実施されることになっているかどうか。
- 重要経済安保情報取扱区画の施設設備が、立入りや機器の持込みの制限に関して有効な機能及び構造を有しているかどうか、現地確認等を含めて審査する。
➡教育資料の作成と教育の実施、施設設備の整備(内閣府「重要経済安保情報保護活用法の運用に関するガイドライン(適合事業者編)」p.5)

■ 運用基準・ガイドラインで求められる施設設備

- 適合事業者は、重要経済安保情報の保護のために必要な施設設備の設置に係る手続きを定める必要がある(運用基準の14項目の④に該当)。
- 特に、**重要経済安保情報を取り扱う場所**(重要経済安保情報取扱区画)において、必要な施設設備が設置され、**立入制限や機器持込制限等のルールが適切に運用されていることが求められる。**

■ 具体的な制限措置の例

- **立入制限**：入場時に職員証による認証がなされ、適合事業者の従業者以外の者の入場が制限されていること。
- **敷地全体の制限**：敷地全体の周囲を金網等で囲み、入退管理システムを構築することなどが例として挙げられる。

■ 電磁的記録の取り扱い

- 重要経済安保情報を電磁的記録で取り扱う場合は、**生体認証等により、取扱いを認められた者のみがアクセス可能となるようアクセス制限を講じたスタンドアローン(独立した)またはインターネットに接続していない電子計算機が設置されていること。**
- 当該電子計算機について、適合事業者が定める情報セキュリティポリシーに厳格に従った最新のサイバーセキュリティ措置が取られている必要がある。

■ 契約の終了または継続

- 適合事業者が契約を締結した後、当該重要経済安保情報が指定解除や有効期間の満了等により存在しなくなった場合、行政機関と協議の上、契約の終了または継続が決定されることになる。
- 特段の事情変更がない場合、改めて適合事業者の認定を要することなく、新規の契約締結や既存契約の改定により、別の重要経済安保情報の提供を受けることは可能である。

■ 適合事業者であることを対外的に公表することの留意点

- 適合事業者に認定された事業者が、自らが適合事業者であることを対外的に公表することや第三者に開示することは、法的に禁止されている行為ではない。
- しかし、「当該事業者が重要経済安保情報を取り扱っていることを表明していることになる」ため、それを契機に、当該事業者が情報漏えいの働き掛けを受ける対象となり得る点に十分留意する必要があると考えられる。

■ 適合事業者認定プロセス(行政機関側の視点)

- 適合事業者の候補は、**行政機関が選定**し、当該事業者に対して提案を行うことが原則的なプロセスである。
- 事業者には適合事業者となる**応諾の義務はない**。

■ 事前調整のない申請への対応(相談への移行)

- 行政機関が事前の調整を行っていない事業者から認定申請書が提出された場合、情報提供の必要性を認めない限り、認定申請の手続きは開始されない。
- この場合、認定手続を進めず、**「事業者からの相談」があったものとして取り扱う**ことが相当である。

適性評価の実務

■ 重要経済安保保護及び活用に関する法律 第十一条第一項

重要経済安保情報の取扱いの業務は、当該業務を行わせる行政機関の長若しくは当該業務を行わせる適合事業者が直近に実施した次条第一項又は第十五条第一項の規定による適性評価(第十三条第一項(第十五条第二項において読み替えて準用する場合を含む。))の規定による評価対象者(次条第二項に規定する評価対象者をいう。同条第一項第一号イ及び第二号において同じ。))への通知があった日から十年を経過していないものに限る。)において重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者(次条第一項第三号又は第十五条第一項第三号に掲げる者として次条第三項(第十五条第二項において読み替えて準用する場合を含む。))の規定による告知があった者(次項において「再評価対象者」という。)を除く。)でなければ行ってはならない。

■ これまで「民間企業と重要経済安保情報の指定」について説明してきた。

➡適合事業者は、重要経済安保情報として認定された情報を取り扱う(提供される、保有することの両方に
関し)契約を結ぶ。ここで、適合事業者として重要経済安保情報を保有又は提供を受ける旨の契約を締結し
た事業者に所属する者が、重要経済安保情報を取り扱うことが見込まれ、そこで適性評価が実施される。

(適合事業者として認定➡当該事業者の従業者(指定情報を取り扱い業務を行う)への適性評価)

■ 適性評価の意義

- **適性評価**は、適合事業者が重要経済安保情報を保有又は提供を受ける**契約を締結した後に、当該情報を取り扱う業務を行うことが見込まれる者に対して**実施される。
- この評価により、重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合に、情報漏洩のおそれがないと認められた者でなければ業務を行ってはならないと法定されている（法第11条）。

■ 評価の有効期間

- 評価の有効期間は、通知があった日から10年間を経過していないものに限られる。
- ただし、特定秘密直近適性評価認定者であった場合は、5年を経過した後に再評価の対象となる。

■ 適性評価実施における基本原則

- 評価の実施においては、**基本的人権の尊重、プライバシーの保護**が求められる。
- **調査事項以外の調査の禁止**や、**評価結果の目的外利用の禁止**も定められている。

■ 重要経済安保保護及び活用に関する法律 第十二条第一項

行政機関の長は、次に掲げる者について、その者が重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないことについての評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。

- 一 当該行政機関の職員（当該行政機関が警察庁である場合にあつては、警察本部長を含む。次号において同じ。）又は当該行政機関との第十条第一項若しくは第二項の契約（同号において「契約」という。）に基づき重要経済安保情報の提供を受け、若しくは重要経済安保情報を保有する適合事業者の従業者として重要経済安保情報の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなった者であつて、次に掲げるもの以外のもの
 - イ 当該行政機関の長が直近に実施した適性評価において重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者（第三号において「直近適性評価認定者」という。）のうち、当該適性評価に係る次条第一項の規定による評価対象者への通知があった日から十年を経過していないものであつて、引き続き当該おそれがないと認められるもの
 - ロ 当該行政機関の長が実施した特定秘密直近適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者（以下この項において「特定秘密直近適性評価認定者」という。）のうち、当該特定秘密直近適性評価に係る特定秘密保護法第十三条第一項の規定による通知があった日から五年を経過していないものであつて、引き続き当該おそれがないと認められるもの
- 二 当該行政機関の職員又は当該行政機関との契約に基づき重要経済安保情報の提供を受け、若しくは重要経済安保情報を保有する適合事業者の従業者として重要経済安保情報の取扱いの業務を現に行う者であつて、当該行政機関の長が直近に実施した適性評価に係る次条第一項の規定による評価対象者への通知があった日から十年（特定秘密直近適性評価認定者である者にあつては、当該行政機関の長が実施した特定秘密直近適性評価に係る特定秘密保護法第十三条第一項の規定による通知があった日から五年）を経過した日以後重要経済安保情報の取扱いの業務を引き続き行うことが見込まれるもの
- 三 直近適性評価認定者又は特定秘密直近適性評価認定者であつて、引き続き重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があるもの

適性評価を受ける者(評価対象者)の基準

■ 重要経済安保保護及び活用に関する法律 第十二条第二項

適性評価は、適性評価の対象となる者(以下「評価対象者」という。)について、次に掲げる事項についての調査(以下この条及び第十六条第一項において「適性評価調査」という。)を行い、その結果に基づき実施するものとする。

- 一 **重要経済基盤毀損活動**(重要経済基盤に関する公になっていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動その他の活動であって、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、重要経済基盤に関して我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるもの並びに重要経済基盤に支障を生じさせるための活動であって、政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人を当該主義主張に従わせ、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で行われるものをいう。)との関係に関する事項(評価対象者の家族(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)、父母、子及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の配偶者の父母及び子をいう。以下この号において同じ。)及び同居人(家族を除く。)の氏名、生年月日、国籍(過去に有していた国籍を含む。)及び住所を含む。)
- 二 **犯罪及び懲戒の経歴**に関する事項
- 三 **情報の取扱いに係る非違の経歴**に関する事項
- 四 **薬物の濫用及び影響**に関する事項
- 五 **精神疾患**に関する事項
- 六 **飲酒**についての節度に関する事項
- 七 **信用状態その他の経済的な状況**に関する事項

■ 重要経済安保保護及び活用に関する法律 第十二条第三項

適性評価は、**あらかじめ**、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を**評価対象者に対し告知した上で、その同意を得て実施するもの**とする。ただし、第七項の規定の適用を受けて実施する場合には、当該告知をすることを要しない。

- 一 前項各号に掲げる事項について適性評価調査が行われる旨
- 二 適性評価調査を行うため必要な範囲内において、第六項の規定により質問させ、若しくは資料の提出を求めさせ、又は照会して報告を求めることがある旨
- 三 評価対象者が第一項第三号に掲げる者であるときは、その旨

■ 新たな評価対象者の定義

- 適性評価を受ける従業者(=評価対象者)は、行政機関との契約に基づき情報を保有する適合事業者の従業者として、**重要経済安保情報の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれる者**である。(本法第12条第1項)
- 例として、人事異動や担務変更により、新しく当該業務を行うことになった者が該当する。

■ 評価の不要なケース

- 同一行政機関からすでに別の重要経済安保情報の取扱いを認められている者など、再実施までの期間(原則10年)が残存している者は、新たに評価を受ける必要がない。
- 「従業者」には、**代表者、代理人、使用人、及び適合事業者への派遣労働者**が含まれる。

■ 疑いによる再評価の実施

- 直近の適性評価認定者であっても、「引き続き重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情がある」場合は、改めて適性評価が実施される。
- 例えば、裁判所からの給与の差し押さえ通知により借財の発生を上司が知り得た場合などが「疑いを生じさせる事情」の例である。

■ STEP0: 評価対象者の選定

- 適合事業者において、適性評価を受けさせる従業員を選定し、候補者名簿に必要事項を記入した上で、重要経済安保情報管理者(行政機関の者)に提出する必要がある。
- 法第12条1項でもあるよう、評価対象者は「従業員として重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせようとする者」に限定される。
- ここでいう「重要経済安保情報の取扱い」とは:
 - 重要経済安保情報である情報を記録する文書、図画、電磁的記録若しくは物件又は当該情報を化体する物件の作成、運搬、交付、保管、廃棄その他の取扱い及び重要経済安保情報の伝達に係る事務をいう。
- ここでいう「業務」とは:
 - 人の社会生活上の地位に基づいて反復・継続される行為を意味する。そのため、重要経済安保情報の取扱いの業務を行う者は、重要経済安保情報を取り扱うこと自体を担当業務とされれば、重要経済安保情報を取り扱うことの頻度、程度や、重要経済安保情報を取り扱うことが常態的であることは必ずしも必要とされるものではない。
- 選定した候補者に対しては、適性評価の概要やプロセスなどを、説明書などを用いながら説明した上で、候補者名簿に掲載することの同意を得ることが必要である。同意を取得できなかった場合には、候補者名簿には掲載できず、適性評価を受けさせることはできない。
- 重要経済安保情報管理者は、適性評価実施にするために、その従業員として重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせようとする者について、その者の氏名、生年月日、所属する部署、役職名その他の必要な情報を、当該適合事業者から提出させるものとする。
- こうした情報を得る場合には、当該従業員から同意を得る必要がある。なお、当該従業員が派遣労働者である場合には、適合事業者は、その旨を、当該派遣労働者を雇用する事業主に対して通知する。

■ 提出の求められる同意書と不同意書のひな形

別添 2 - 1

適性評価の実施についての同意書

1 私は、【○○大臣】が私について重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号。以下「重要経済安保情報保護活用法」といいます。）第12条第1項に規定する適性評価を実施するに当たり、「適性評価の実施に当たってのお知らせ（告知書）」（当該告知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）の交付を受け、次に掲げる事項について告知を受けました。

(1) 適性評価において、【内閣総理大臣又は○○大臣】が、重要経済安保情報保護活用法第12条第2項各号に掲げる事項（①重要経済基盤毀損活動との関係に関する事項、②犯罪及び懲戒の経歴に関する事項、③情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項、④薬物の濫用及び影響に関する事項、⑤精神疾患に関する事項、⑥飲酒についての節度に関する事項、⑦信用状態その他の経済的な状況に関する事項）について調査すること。

(2) 【内閣総理大臣又は○○大臣】が(1)の調査を行うため必要な範囲内において、適性評価における調査を担当する職員に私若しくは私の知人その他の関係者に質問させ、若しくは私に資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めること。

(3) 重要経済安保情報保護活用法第12条第1項第3号に該当する者として適性評価を実施しようとする。 ※該当する場合に追記

2 私は、1に掲げる事項の告知を受けた上で、次に掲げる事項に同意します。

(1) 【○○大臣】が私について適性評価を実施すること。

(2) (1)の適性評価のため、重要経済安保情報保護活用法第12条第2項各号に掲げる事項について調査を行うこと。

(3) 【内閣総理大臣又は○○大臣】が(2)の調査を行うため必要な範囲内において、適性評価における調査を担当する職員に私若しくは私の知人その他の関係者に質問させ、若しくは私に資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めること。

(4) (3)の場合において、私が、質問に対して可能な限り正確かつ誠実に答え、また、求められた資料を迅速にかつ可能な限り提出するなど、調査に対して必要な協力を行うこと。

(5) 適性評価の実施に当たって取得した情報（保存期間を満了し、廃棄されたものは除く。）は、今後、私についての適性評価を他の行政機関で改めて実施することとなった場合において、当該他の行政機関での適性評価の実施に必要な範囲内で、当該他の行政機関の長に対し、提供されること。

年 月 日 氏名

下記事項についても記載し、又は記録してください。

※ 適性評価の結果、重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められなかった場合に、理由の通知を受けることを希望しない場合には、以下のチェック欄にチェックをしてください。

今回の適性評価の結果、仮に、私が重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められなかった場合には、その理由の通知を受けることを希望しません。

62

別添 3 - 1

適性評価の実施についての不同意書

1 私は、【○○大臣】が私について重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号。以下「重要経済安保情報保護活用法」といいます。）第12条第1項に規定する適性評価を実施するに当たり、「適性評価の実施に当たってのお知らせ（告知書）」の交付を受け、次に掲げる事項について告知を受けました。

(1) 適性評価において、【○○大臣】が、重要経済安保情報保護活用法第12条第2項各号に掲げる事項（①重要経済基盤毀損活動との関係に関する事項、②犯罪及び懲戒の経歴に関する事項、③情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項、④薬物の濫用及び影響に関する事項、⑤精神疾患に関する事項、⑥飲酒についての節度に関する事項、⑦信用状態その他の経済的な状況に関する事項）について調査すること。

(2) 【○○大臣】が(1)の調査を行うため必要な範囲内において、適性評価における調査を担当する職員に私若しくは私の知人その他の関係者に質問させ、若しくは私に資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めること。

(3) 重要経済安保情報保護活用法第12条第1項第3号に該当する者として適性評価を実施しようとする。 ※該当する場合に追記

2 私は、【○○大臣】が私について適性評価を実施することに同意しなかった場合、重要経済安保情報の取扱いの業務に従事できないことについて理解しています。

また、私が重要経済安保情報の取扱いの業務に従事できない結果、重要経済安保情報の取扱いの業務が予定されないポストに配置換となること等があることについても理解しています。

さらに、【○○大臣】から私を雇用する事業者【と派遣先の事業者※従業者が派遣労働者である場合に追記】に対し、私が適性評価を実施することに同意しなかったことにより、適性評価が実施されなかった旨の通知がなされることについても理解しています。

※従業者の場合に追記

3 私は、【○○大臣】が私について適性評価を実施することに同意しません。

年 月 日 氏名

65

出展： https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/hogokatsuyou/doc/kijun.pdf

■ STEP 1: 質問票の提出

- STEP0で選定され、候補者名簿に載る同意を提出し、行政機関から「重要経済安保情報を取り扱うことが見込まれる者」とされた者は、評価対象者として行政機関から質問票の提出が求められる。
- 行政機関から評価対象者へ質問票が送付される。
- 質問票には、家族や同居人の情報、評価者の犯罪・懲戒の経歴、信用状態などの経済的な状況に関する事項が含まれる。
- 評価対象者本人のプライバシーに関する情報が多く含まれるものであり、その上司等が質問票に記入した内容の開示を求めることは許容されない。

■ STEP 2: 関係者への調査と面接

- 評価対象者の上司や人事担当課の職員等、職務の遂行状況をよく知る者に対し、調査票の提出が求められる。
- 質問票に記載された事項について疑問が生じた場合、評価対象者本人に対する面接が実施される。

■ STEP 3: 追加調査と結果通知

- 面接を実施しても疑問が解消されない場合は、公務所または公私の団体に照会して必要な報告を求める。
- これらの調査を経て、内閣府による適性評価調査の結果が通知される。

適性評価の調査プロセス: 質問票例

■ 質問票のひな形

はじめに

1	この質問票は、適性評価の実施に同意した場合に記載し、又は記録するものです。
2	この質問票(保存期間を満了し、廃棄等されたものを除く。)に記載又は記録された事項は、内閣総理大臣による適性評価調査又は行政機関の長による適性評価に利用されるほか、今後、他の行政機関において改めて適性評価を実施することとなった場合において、他の行政機関での適性評価の実施に必要な範囲内で、当該他の行政機関の長に対し、提供されることがあります。
3	この質問票は、必要事項を記載し、又は記録した上で、適性評価調査を実施する以下の担当者に提出してください。
4	適性評価を実施することへの同意を取り下げる場合には、「適性評価の実施についての同意の取返書」に必要な事項を記載し、又は記録して、以下の担当者に提出してください。書面で提出する際は、封筒に入れて封をした上で提出してください。この質問票は、あなたが自由に処分してかまいません。

記載又は記録要領

1	質問票には、あなたが確認できる限りの事実をできるだけ具体的に、漏れなくかつ正確に記載し、又は記録してください。事実関係の確認ができない事項については、「不明」と記載し、又は記録してください。記載又は記録に不備がある場合には、適性評価調査の担当者から連絡することがあります。
2	正当な理由なく、記載し、又は記録すべき事項を記載しない場合や虚偽の記載又は記録をしたことが確認された場合には、適性評価の結果に影響を及ぼすことがあります。
3	記載スペースが足りない場合は、各様式の下部にある備考欄を利用して記載し、又は記録してください。
4	質問票を提出する際は、後日の質問に答えるために、控えをとっておいてもかまいません。

回答欄に関する留意事項

ピンクの部分、全ての方に記載又は記録していただくべき項目

ブルーの部分、項目に該当する方(例えば旧姓のある方)のみ記載又は記録していただくべき項目

白の部分、他の項目の回答によって記載又は記録していただくべき項目
(電子ファイルに記録される場合には、自動でピンク又はブルーに色が変わります。)

今回の適性評価調査について不明な点がある場合には、以下の担当者までお問い合わせください。

<担当>	
省 局 課	
住 所	
電 話	
電子メール	

1 基本事項

今後、前後等の際に、本人確認の書類等の提示や提出を求められることがあります。また、この欄に記載し、又は記録した学校や事業者等に問い合わせることがあります。

(1) 勤務先	勤務先・所属部署名	
	人省・入社年(西暦)	
	役職・階級	
(2) 氏名	ふりがな	
	氏名 アルファベット表記	
(3) 生年月日	生年月日(西暦)	
	年齢(歳)	
(4) 性別	ふりがな	
(5) 田姓・通称	旧姓・通称	
	ふりがな	
(6) 住所	ふりがな	
	現住所	
(7) 本籍	ふりがな	
	本籍	
(8) 日本国籍	日本国籍の有無	
	緑化歴の有無	
(9) 緑化歴	緑化年月日(西暦)	
	元国籍名	
(10) 外国籍	緑化時の住所	
	外国籍の有無	
(11) 連絡先	国籍名/元国籍名	
	有していた期間(西暦)	～
	電話番号(職場)	
	電話番号(自宅)	
	電話番号(携帯電話)	
	電子メール(職場)	
	電子メール(自宅)	
	電子メール(携帯電話)	

あなたへの連絡が必要な場合に、あなたが希望する連絡手段を上記のうちから選んで記載又は記録してください。
[強力希望した連絡手段により連絡を行います。] 場合によっては他の手段によることもあります。

(12) 職歴	現在の勤務先以外の職歴がありますか。 ※過去10年以内 ・自営業・社外等に出向した経歴を含みます。 ・派遣労働者として複数の派遣先で勤務したとしても、派遣元事業主について記載し、又は記録すれば足りません。 ・自営業も含みます。 ・アルバイトも職歴に含まれますが、1月未満のものは除きます。	
	勤務先名称	
	所在地(外国に所在する場合は国名も記載)	
	電話番号	
	勤務期間	～
	離職理由	
	勤務先名称	
	所在地(外国に所在する場合は国名も記載)	
	電話番号	
	勤務期間	～
	離職理由	
	勤務先名称	
所在地(外国に所在する場合は国名も記載)		
電話番号		
勤務期間	～	
離職理由		
勤務先名称		
所在地(外国に所在する場合は国名も記載)		
電話番号		
勤務期間	～	
離職理由		

出展 : https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/hogokatsuyou/doc/kijun.pdf

■ 総合的な判断

- 評価対象者の個別具体的な事情を考慮し、重要経済安保情報を漏らすおそれがないかどうかを**総合的に判断する**。
- 評価の視点として、**自発的な漏洩のおそれ、働き掛けを受けた場合の影響のおそれ、および過失による漏洩のおそれ**が加味される。

■ 行政機関が重視する7つの視点(内閣府「運用基準」(p.25~26))

- 行政機関の長は、情報を適正に管理できるか、規範を遵守して行動できるか、職務に対し誠実に取り組めるかなど、以下の7つの視点から評価するものとする。
 - ・ ①情報を適正に管理できるか
 - ・ ②規範を遵守して行動できるか
 - ・ ③職務に対し誠実に取り組めるか。
 - ・ ④情報を自ら漏らすような活動に関わることがないか
 - ・ ⑤自己を律して行動できるか。
 - ・ ⑥情報を漏らすよう働き掛けを受けた場合にこれに応じるおそれが高い状態にないか
 - ・ ⑦職務の遂行に必要な注意力を有しているか。

■ 評価項目の具体例

- 評価項目には、重要経済基盤毀損活動との関係、犯罪・懲戒の経歴、薬物の濫用、信用状態その他の経済的な状況などが含まれる。

■ 事後報告の義務

- 適性評価を受けた適合事業者の従業員は、行政機関の長との契約に基づき、「引き続き重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認めることについて疑義が生じた」場合など、特定の事情が発生した場合は速やかに行政機関に報告する必要がある。

■ 報告すべき事情の例

- 報告すべき事情には、外国籍の者と結婚するなど外国との関係に大きな変化があったこと、経済的な問題を抱えていると疑われる状況に陥ったこと（給与差押命令など）、または違法な薬物の取扱いを行ったことなどが挙げられる。
- 報告を受けた行政機関から通知があった場合、適合事業者は、当該従業員が重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことのないよう必要な措置を講じなければならない。

■ 個人情報保護の徹底

- 適合事業者は、**適性評価の実施に際して取得した評価対象者の個人情報を適切に管理**することが契約で義務付けられる。
- 評価対象者が同意をしなかった事実や評価結果は、**重要経済安保情報の保護以外の目的のために利用し、又は提供してはならない**

■ 利用および提供の制限

- 以下の情報は、**重要経済安保情報の保護以外の目的のために利用し、又は提供してはならないことが契約で定められる**：
 - 評価対象者が(名簿への掲載や適性評価の実施に)同意をしなかった事実。
 - 適性評価の結果が通知されていないこと、または適性評価の結果自体。
 - その他、適性評価の実施に当たって取得する個人情報。

評価対象者の範囲拡大と派遣労働者に関する義務

■ 適性評価の対象者範囲(「従業者」の拡大解釈)

- 適性評価は、現職の従業者だけでなく、重要経済安保情報を取り扱う条件で採用される求職者に対しても行うことが可能である。
- 「従業者」には、代表者、代理人、使用人その他の従業者として、適合事業者への派遣労働者が含まれる。

■ 派遣労働者に関する特殊な義務

- 適合事業者は、派遣労働者を名簿に含める場合、その旨を雇用主(派遣元)に対して通知する必要がある。
- 名簿への掲載に係る「同意」取得に関し、派遣労働者に重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせようとする場合には、労働者派遣契約においてその旨を明記することが必要になるが、労働者派遣契約において、「(派遣先での業務が)指定情報を取り扱う業務になること」や、適性評価に係る業務制限といった制限を加えることは、許容される。しかし、労働者派遣法第26条第6項との整合性を保つために、候補者名簿への掲載のための説明や同意の取得を行うタイミングは、労働者派遣法第35条により派遣元事業主から派遣対象労働者の通知があった後である必要がある。
- 派遣労働者について事後報告すべき事情(経済的な問題など)があると認められた場合、雇用主から適合事業者へ報告が行われるよう必要な措置を講じる必要がある。
- また、行政機関から通知(疑義が生じた旨)を受けた場合、適合事業者は、その内容を当該派遣労働者を雇用する事業主に通知する必要がある。

■ 個人情報 の 厳格な 利用 制限

- 適合事業者は、適性評価の実施に際して取得した評価対象者の個人情報を適切に管理することが契約で義務付けられる。
- 評価対象者が同意をしなかった事実や評価結果は、重要経済安保情報の保護以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

參考資料

特定社会基盤事業者として指定された者(1)

対象分野（法律） / 特定社会基盤事業の指定（政令）		特定社会基盤事業者の指定基準（省令）	特定社会基盤事業者として指定された者
① 電気	一般送配電事業	電気事業法第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者（全者を指定）	<p>沖縄電力株式会社 関西電力送配電株式会社 九州電力送配電株式会社 四国電力送配電株式会社 中国電力ネットワーク株式会社 中部電力パワーグリッド株式会社 東京電力パワーグリッド株式会社 東北電力ネットワーク株式会社 北陸電力送配電株式会社 北海道電力ネットワーク株式会社</p>
	送電事業	電気事業法第2条第1項第11号に規定する送電事業者（全者を指定）	<p>電源開発送変電ネットワーク株式会社 福島送電株式会社 北海道北部風力送電株式会社</p>
	配電事業	電気事業法第2条第1項第11号の3に規定する配電事業者（全者を指定）	<p>指定事業者なし （現在営んでいる事業者が存在しないため）</p>

特定社会基盤事業者として指定された者(2)

	対象分野（法律）/ 特定社会基盤事業の指定（政令）	特定社会基盤事業者の指定基準（省令）	特定社会基盤事業者として指定された者
① 電気	発電事業	<p>所有する発電設備：発電設備ごとの出力が50万kW以上</p> <p>※我が国の発電容量の大半を確保できる数値として設定。</p>	<p>鹿島パワー株式会社 株式会社コベルコパワー神戸 株式会社コベルコパワー神戸第二 株式会社コベルコパワー真岡 株式会社JERA 株式会社千葉袖ヶ浦パワー 関西電力株式会社 九州電力株式会社 四国電力株式会社 常磐共同火力株式会社 相馬共同火力発電株式会社 中国電力株式会社 中部電力株式会社 つがるオフショアエナジー合同会社 電源開発株式会社 東京電力ホールディングス株式会社 東京電力リニューアブルパワー株式会社 東北電力株式会社 勿来IGCC/パワー合同会社 日本原子力発電株式会社 日本製鉄株式会社 ひびき発電合同会社 姫路天然ガス発電株式会社 姫路天然ガス発電3号合同会社 広野IGCC/パワー合同会社 福島ガス発電株式会社 北陸電力株式会社 北海道電力株式会社 三菱重工株式会社 秋田由利本荘オフショアウインド合同会社 村上胎内洋上風力発電株式会社</p>

2

出典： https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/infra/doc/infra_jigyousya.pdf

特定社会基盤事業者として指定された者(3)

対象分野（法律）/ 特定社会基盤事業の指定（政令）		特定社会基盤事業者の指定基準（省令）	特定社会基盤事業者として指定された者
① 電気	特定卸供給事業	集約する電気：50万kW以上 ※発電事業と同様。	E-Flow合同会社 エネルエックス・ジャパン株式会社 中部電力ミライズ株式会社 東京電力エナジーパートナー株式会社
② ガス	一般ガス導管事業	ガスメーター取付数：30万個以上 ※我が国の需要家数の大半を確保できる数値として設定。	大阪ガスネットワーク株式会社 株式会社エナジー宇宙 京葉ガス株式会社 西部ガス株式会社 静岡ガス株式会社 仙台市ガス局 東京ガスネットワーク株式会社 東邦ガスネットワーク株式会社 広島ガス株式会社 北陸ガス株式会社 北海道ガス株式会社
	特定ガス導管事業	年間の託送供給量が10億m ³ 以上であり、かつ、 一般ガス導管事業者の導管に接続する導管を維持・運用する事業者 ※一般ガス導管事業者の供給区域等に多量のガス供給を実施している者を指定。	扇島都市ガス供給株式会社 株式会社INPEX JAPAN 株式会社JERA 石油資源開発株式会社
	ガス製造事業	生産能力が20万m ³ /h以上である製造所を維持・運用する事業者 ※我が国のガス製造能力の大半を確保できる数値として設定。	大阪ガス株式会社 株式会社INPEX JAPAN 株式会社JERA 関西電力株式会社 清水エル・エヌ・ジー株式会社 Daigasガスアンドパワーソリューション株式会社 東京ガス株式会社 東邦ガス株式会社 ひびきエル・エヌ・ジー株式会社 北海道ガス株式会社

出典： https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/infra/doc/infra_jigyousya.pdf

特定社会基盤事業者として指定された者(4)

対象分野（法律）/ 特定社会基盤事業の指定（政令）		特定社会基盤事業者の指定基準（省令）	特定社会基盤事業者として指定された者
③ 石油	石油精製業	<p>石油備蓄法第二条第五項に規定する石油精製業者であつて、石油蒸留設備を有する事業者</p> <p>※石油精製業の全事業者を指定。</p>	<p>出光興産株式会社 ENEOS株式会社 大阪国際石油精製株式会社 鹿島アロマティックス株式会社 鹿島石油株式会社 コスモ石油株式会社 昭和四日市石油株式会社 太陽石油株式会社 東亜石油株式会社 富士石油株式会社</p>
	石油ガス輸入業	<p>・輸入量に占める割合：1%以上 かつ ・主たる用途：燃料用途</p> <p>※我が国の石油ガス輸入量の大宗を確保できる基準として設定。</p>	<p>アストモスエネルギー株式会社 岩谷産業株式会社 ENEOSグローブ株式会社 大阪ガス株式会社 株式会社ジャパンガスエナジー ジクシス株式会社 全国農業協同組合連合会 東京ガス株式会社</p>

特定社会基盤事業者として指定された者(5)

対象分野（法律） / 特定社会基盤事業の指定（政令）	特定社会基盤事業者の指定基準（省令）	特定社会基盤事業者として指定された者
<p style="text-align: center;">④ 水道</p> <p style="text-align: center;">簡易水道事業以外の水道事業</p>	<p style="text-align: center;">給水人口：100万人超</p> <p>※応援給水による代替供給が困難となる水準として、給水人口100万人超を設定。</p>	<p>札幌市（札幌市水道事業） 仙台市（仙台市水道事業） さいたま市（さいたま市水道事業） 千葉県（千葉県水道事業） 東京都（東京都水道事業） 神奈川県（神奈川県水道事業） 横浜市（横浜市水道事業） 川崎市（川崎市水道事業） 名古屋市（名古屋市水道事業） 京都市（京都市水道事業） 大阪市（大阪市水道事業） 神戸市（神戸市水道事業） 広島市（広島市水道事業） 北九州市（北九州市水道事業） 福岡市（福岡市水道事業）</p>
<p style="text-align: center;">水道用水供給事業</p>	<p style="text-align: center;">1日最大給水量：50万³m³超</p> <p>※水道事業と同等の水準として設定。 ※利用者に直接供給する者ではないため、給水人口ではなく1日最大給水量で設定。</p>	<p>宮城県（仙南・仙塩広域水道用水供給事業） 埼玉県（埼玉県水道用水供給事業） 愛知県（愛知県水道用水供給事業） 沖縄県（沖縄県営水道用水供給事業） 北千葉広域水道企業団（北千葉広域水道用水供給事業） 神奈川県内広域水道企業団（神奈川県内広域水道用水供給事業） 大阪広域水道企業団（大阪広域水道企業団水道用水供給事業） 阪神水道企業団（阪神水道企業団水道用水供給事業）</p>

特定社会基盤事業者として指定された者(6)

対象分野（法律）/ 特定社会基盤事業の指定（政令）		特定社会基盤事業者の指定基準（省令）	特定社会基盤事業者として指定された者
⑤ 鉄道	第一種鉄道事業	<p>旅客営業キロ：1,000km以上</p> <p>※中長距離輸送における大量、高速、定時性の観点から、代替困難性に着目して設定。</p>	<p>東日本旅客鉄道株式会社</p> <p>西日本旅客鉄道株式会社</p> <p>北海道旅客鉄道株式会社</p> <p>九州旅客鉄道株式会社</p> <p>東海旅客鉄道株式会社</p>
⑥ 貨物自動車運送	一般貨物自動車運送事業	<p>・車両数：5,000台以上</p> <p>かつ</p> <p>・輸送実績等から見て全国各地への輸送を行うことができると認められるものであること</p> <p>※全国に6万事業者存在する業界特性・振替輸送による代替可能性の観点から、代替困難となる事業者を安定的に指定する基準として設定</p>	<p>ヤマト運輸株式会社</p> <p>日本通運株式会社</p> <p>佐川急便株式会社</p> <p>西濃運輸株式会社</p> <p>福山通運株式会社</p>
⑦ 外航海運	貨物定期航路事業及び不定期航路事業のうち、主として本邦の港と本邦以外の地域の港との間において貨物を運送するもの	<p>輸送量、運航隻数のシェア：いずれも10%以上</p> <p>※輸送量、運航隻数のカバー率に着目し、その半数程度をカバーできる数値として設定。</p>	<p>日本郵船株式会社</p> <p>株式会社商船三井</p> <p>川崎汽船株式会社</p>

特定社会基盤事業者として指定された者(7)

	対象分野（法律）/ 特定社会基盤事業の指定（政令）	特定社会基盤事業者の指定基準（省令）	特定社会基盤事業者として指定された者
⑧ 港湾運送	一般港湾運送事業	<p>年間コンテナ取扱量が80万個（TEU※）以上の港湾のコンテナターミナルでコンテナ荷役を行う者</p> <p>※TEU：20フィートのコンテナに換算したコンテナ取扱量 ※コンテナ取扱量に着目し、その約3/4をカバーするものとして設定</p>	<p>旭運輸株式会社 東海運株式会社 伊勢湾海運株式会社 株式会社宇徳 株式会社上組 近畿港運株式会社 京濱港運株式会社 山九株式会社 株式会社ジェネック 商船港運株式会社 鈴江コーポレーション株式会社 株式会社住友倉庫 相互運輸株式会社 第一港運株式会社 株式会社ダイトコーポレーション 株式会社辰巳商会 東海協和株式会社 東京国際埠頭株式会社 東洋埠頭株式会社 ニッケル・エンド・ライオンズ株式会社 株式会社日新 日東物流株式会社 日本通運株式会社 博多港運株式会社 株式会社フジトランスコーポレーション 丸全昭和運輸株式会社 三井倉庫株式会社 三井倉庫港運株式会社 三菱倉庫株式会社 名港海運株式会社 郵船港運株式会社 株式会社ユニエックスNCT</p>

特定社会基盤事業者として指定された者(8)

対象分野（法律） / 特定社会基盤事業の指定（政令）		特定社会基盤事業者の指定基準（省令）	特定社会基盤事業者として指定された者
⑨ 航空	国内定期航空運送事業 国際航空運送事業	<p>特定本邦航空運送事業者における国際線及び国内線の運航便数のシェア：25%以上</p> <p>※運航便数のカバー率に着目し、その半数以上をカバーできる数値として設定。</p>	<p>全日本空輸株式会社 日本航空株式会社</p>
⑩ 空港	<p>空港の設置及び管理を行う事業 空港に係る公共施設等運営事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・年間旅客数：1,000万人以上 かつ ・国際航空輸送網又は国内航空輸送網の拠点となる空港（国管理空港を除く）を管理・運営 <p>※社会経済上のインパクトが大きい大規模空港をカバーするものとして、年間旅客数に着目して設定（国管理空港は指定対象外）。</p>	<p>成田国際空港株式会社 新関西国際空港株式会社 関西エアポート株式会社 福岡国際空港株式会社 北海道エアポート株式会社 中部国際空港株式会社</p>

特定社会基盤事業者として指定された者(9)

	対象分野（法律）/ 特定社会基盤事業の指定（政令）	特定社会基盤事業者の指定基準（省令）	特定社会基盤事業者として指定された者
⑪ 電気通信	登録を要する電気通信事業 届出を要する電気通信事業	<ul style="list-style-type: none"> ・第一種指定電気通信設備を設置する者（当該者に県間通信に係る役務を提供する者を含む。）又は ・国際海底ケーブルの回線数シェアが10%以上の者 又は ・5G開設計画の認定を受けた者 又は ・メッセージ交換サービスのうち、利用者数が6,000万人以上であって、かつ公共サービスに利用されているものを提供する者 <p>※上記の基準に該当する者の固定通信アクセス回線数シェアが過半を占める。 ※上記の基準に該当する者の海底ケーブル回線数シェアが過半を占める。 ※今後の基幹的な携帯電話網となる5Gを提供。 ※国民生活の基盤となるメッセージ交換サービスを国民の過半数以上に提供。</p>	NTT東日本株式会社 NTT西日本株式会社 NTTドコモビジネス株式会社 NTTリミテッド・ジャパン株式会社 株式会社NTTドコモ KDDI株式会社 沖縄セルラー電話株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社 LINEヤフー株式会社
⑫ 放送	地上基幹放送	テレビジョン放送を行うもののうち、 <ul style="list-style-type: none"> ・自社制作番組比率：25%以上 かつ ・放送対象地域における世帯数：全国の世帯数の25%以上（注1） である者 ※自社制作番組比率が低く、カバーする世帯数が限定的な放送は、役務の安定的な提供を欠いたとしてもその影響が限定的。	日本放送協会 日本テレビ放送網株式会社 株式会社テレビ朝日 株式会社TBSテレビ 株式会社フジテレビジョン 株式会社テレビ東京
⑬ 郵便	郵便事業	郵便の役務をあまねく、公平に提供する者 (郵便事業者全者を指定)	日本郵便株式会社

特定社会基盤事業者として指定された者(10)

	対象分野（法律）/ 特定社会基盤事業の指定（政令）	特定社会基盤事業者の指定基準（省令）	特定社会基盤事業者として指定された者
⑭ 金融	銀行業	銀行業を営む者のうち次の基準に該当する者 ・預金残高： 10兆円以上 又は ・口座数： 1,000万口座以上 又は ・ATM台数： 1万台以上 ※指定事業者の預金残高シェアの合計が5割超を確保できる数値を目安として設定。 ※加えて口座数やATM台数が多く、その役務の機能停止の影響が広範に及び得る銀行も規制対象とする。 ※銀行間の取引に用いられる全銀ネットも別途の事業（資金清算業）で規制対象としている。	株式会社みずほ銀行 株式会社三井住友銀行 株式会社三菱UFJ銀行 株式会社りそな銀行 三井住友信託銀行株式会社 三菱UFJ信託銀行株式会社 株式会社セブン銀行 楽天銀行株式会社 株式会社ローソン銀行 株式会社ゆうちょ銀行 株式会社常陽銀行 株式会社千葉銀行 株式会社横浜銀行 株式会社静岡銀行 株式会社福岡銀行 株式会社北洋銀行 株式会社埼玉りそな銀行 株式会社SBI新生銀行 株式会社西日本シティ銀行
	系統中央機関が行うもの	信用金庫法、中小企業等協同組合法、労働金庫法、農林中央金庫法に基づき、 系統中央機関の業務(預金の受入れ、資金の貸付け、為替取引)を行う者 （系統中央機関全者を指定）	信金中央金庫 労働金庫連合会 全国信用協同組合連合会 農林中央金庫
	資金移動業	資金移動業を営む者のうち次の基準に該当するもの ・利用者数： 1,000万人以上 かつ ・年間取扱額： 4,000億円以上 ※指定事業者の利用者数の合計が5割超を確保できる数値を目安として設定するとともに取扱額も考慮。	株式会社メルペイ PayPay株式会社

出典：https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/infra/doc/infra_jigyousya.pdf

特定社会基盤事業者として指定された者(11)

	対象分野（法律） / 特定社会基盤事業の指定（政令）	特定社会基盤事業者の指定基準（省令）	特定社会基盤事業者として指定された者
⑭ 金融	保険業	<p>保険業を行う者のうち次の基準に該当するもの</p> <p>【生命保険業免許を受けた者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険金等支払金（再保険料を除く）：1兆円以上 又は ・契約件数：2,000万件以上 <p>※指定事業者の保険金等支払金（再保険料を除く）のシェアの合計が5割超を確保できる数値を目安として設定。</p> <p>※加えて契約件数が多く、役務の機能停止の影響が広範に及び得る生保も規制対象とする。</p> <p>【損害保険業免許を受けた者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元受正味保険金：1兆円以上 又は ・契約件数：2,000万件以上 <p>※指定事業者により元受正味保険金のカバー率5割超を確保できる数値を目安として設定。</p> <p>※加えて契約件数が多く、役務の機能停止の影響が広範に及び得る損保も規制対象とする。</p>	<p>アフラック生命保険株式会社 株式会社かんぽ生命保険 住友生命保険相互会社 第一生命保険株式会社 日本生命保険相互会社 明治安田生命保険相互会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 損害保険ジャパン株式会社 東京海上日動火災保険株式会社 三井住友海上火災保険株式会社</p>
	取引所金融商品市場の開設の業務を行う事業	<p>取引所金融商品市場の開設の業務を行う事業者 （その開設する有価証券の売買を行う取引所金融商品市場において、有価証券の総売買代金が75兆円未満であるものを除く。）</p> <p>※有価証券の売買を行う取引所金融市場のうち、総売買代金が少額であるものは影響が少ないため除外。</p>	<p>株式会社東京証券取引所 株式会社大阪取引所 株式会社東京金融取引所</p>

特定社会基盤事業者として指定された者(12)

対象分野（法律）/ 特定社会基盤事業の指定（政令）	特定社会基盤事業者の指定基準（省令）	特定社会基盤事業者として指定された者
金融商品債務引受業	<p>・金融商品取引法第156条の2の免許 又は ・第156条の19第1項の承認 を受けた者 (免許・承認を受けた者全者を指定)</p>	<p>株式会社日本証券クリアリング機構 株式会社ほふりクリアリング 株式会社東京金融取引所</p>
第一種金融商品取引業	<p>第一種金融商品取引業を行う者のうち次の基準に該当するもの ・預り資産残高：30兆円以上 又は ・口座数：500万口座以上 ※指定事業者の預り資産のシェアの合計が5割超を確保できる数値を目安として設定。 ※加えて口座数の多い事業者も規制対象とする。</p>	<p>株式会社SBI証券 みずほ証券株式会社 大和証券株式会社 野村證券株式会社 楽天証券株式会社 SMBC日興証券株式会社 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社</p>
⑭ 金融 信託業	<p>信託業を営む者のうち信託財産額（再信託等した額を除く。）が300兆円以上であるもの ※指定事業者の信託財産額(再信託等した額を除く。)のシェアの合計が5割超を確保できる数値を目安として設定。</p>	<p>株式会社日本カストディ銀行 日本マスタートラスト信託銀行株式会社</p>
資金清算業	<p>資金決済に関する法律第64条第1項の免許を受けた者 ※上記の免許を受けた資金清算機関は、金融機関間の資金決済を集中的に清算するため、指定対象とする。</p>	<p>一般社団法人全国銀行資金決済ネットワーク</p>
第三者型前払式支払手段（資金決済に関する法律第4条各号に掲げるものを除く。）の発行の業務を行う事業	<p>第三者型前払式支払手段の発行の業務を行う事業者のうち次の基準に該当するもの ・年間発行額：1兆円以上 かつ ・その発行する第三者型前払式支払手段を使用することができる加盟店の数が1万店以上 ※指定事業者の発行額の合計が5割超を確保できる数値を目安として設定するとともに加盟店数も考慮。</p>	<p>東日本旅客鉄道株式会社 株式会社セブン・カードサービス PayPay株式会社 イオンフィナンシャルサービス株式会社 株式会社パスモ auペイメント株式会社 楽天Edy株式会社</p>

特定社会基盤事業者として指定された者(13)

対象分野（法律） / 特定社会基盤事業の指定（政令）		特定社会基盤事業者の指定基準（省令）	特定社会基盤事業者として指定された者
⑭ 金融	預金保険法第34条に規定する業務を行う事業	預金保険法第34条に基づき事業を行う者 (当該事業を行う者全者を指定)	預金保険機構
	農水産業協同組合貯金保険法第34条に規定する業務を行う事業	農水産業協同組合貯金保険法第34条に基づき事業を行う者 (当該事業を行う者全者を指定)	農水産業協同組合貯金保険機構
	振替業	社債、株式等の振替に関する法律第3条第1項の指定を受けた者 ※上記の指定を受けた振替機関は、振替口座簿における株主等の権利の発生・移転・消滅の管理を集中的に担うため、指定対象とする。	株式会社証券保管振替機構
	電子債権記録業	電子記録債権法第51条第1項の指定を受けた者 (電子記録債権の残高が1兆円未満である者を除く) ※債権額が少額の者は、電子債権の発生・譲渡・消滅の新規の記録が行えなくなったとしても、影響が限定的。	日本電子債権機構株式会社 みずほ電子債権記録株式会社 株式会社全銀電子債権ネットワーク
⑮ クレジットカード	包括信用購入あっせんの業務を行う事業	・クレジットカード等の会員契約数：1,000万以上 かつ ・年間取扱高：4兆円以上 ※年間取扱高、会員契約数それぞれのシェアの合計が大半を確保できる数値を目安として設定。	株式会社イオン銀行 auフィナンシャルサービス株式会社 株式会社NTTドコモ 株式会社クレディセゾン 株式会社ジェーシービー PayPayカード株式会社 三井住友カード株式会社 三菱UFJニコス株式会社 楽天カード株式会社

夢中を、みんなの感動に。



